

資料 1-2

調査結果報告書

令和3年8月19日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員

目次

1 総論	- 1 -
1－1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1－1－1 品名	- 1 -
1－1－2 銘柄及び型式	- 1 -
1－1－3 特徴	- 1 -
1－1－4 供給者及び供給国	- 1 -
1－2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1－2－1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1－2－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1－3 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1－3－1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1－3－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1－4 調査開始の経緯	- 3 -
1－4－1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯	- 3 -
1－4－2 課税期間の延長申請	- 3 -
1－4－3 調査開始の決定	- 3 -
1－5 調査開始後の経緯	- 5 -
1－5－1 質問状等の送付及び回答の状況	- 5 -
1－5－1－1 供給者への質問状等の送付等	- 7 -
1－5－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件 が浸透している事実に関する質問状等の送付等	- 9 -
1－5－1－3 輸入者への質問状等の送付等	- 11 -
1－5－1－4 本邦生産者への質問状等の送付等	- 13 -
1－5－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 14 -
1－5－2 質問状回答書の不備等の指摘	- 16 -
1－5－3 申請者への質問状等の送付等	- 19 -

1 - 5 - 4 代替国に係る選定通知の送付等	- 19 -
1 - 5 - 4 - 1 代替国に係る選定通知（1回目）	- 19 -
1 - 5 - 4 - 2 代替国に係る選定通知（2回目）	- 20 -
1 - 5 - 4 - 3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等	- 23 -
1 - 5 - 5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 25 -
1 - 5 - 5 - 1 証拠の提出及び証言	- 25 -
1 - 5 - 5 - 2 対質の申出	- 25 -
1 - 5 - 5 - 3 意見の表明	- 26 -
1 - 5 - 5 - 4 情報の提供	- 27 -
1 - 5 - 6 現地調査	- 27 -
1 - 5 - 6 - 1 本邦生産者に対する現地調査の実施	- 27 -
1 - 5 - 6 - 2 代替国供給者に対する現地調査の実施	- 28 -
1 - 5 - 6 - 3 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続	- 29 -
1 - 6 秘密の情報	- 29 -
1 - 7 証拠等の閲覧	- 29 -
1 - 8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 30 -
1 - 9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 31 -
2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 32 -
2 - 1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実	- 32 -
2 - 1 - 1 総論	- 32 -
2 - 1 - 1 - 1 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方	- 32 -
2 - 1 - 1 - 2 不当廉売差額の基本的考え方	- 32 -
2 - 1 - 1 - 3 正常価格の算出の基本的考え方	- 33 -
2 - 1 - 1 - 4 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方 ...	- 34 -
2 - 1 - 1 - 5 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 34 -
2 - 1 - 1 - 6 輸出価格の算出の基本的考え方	- 34 -
2 - 1 - 1 - 7 端数処理の基本的考え方	- 35 -
2 - 1 - 2 韓国	- 35 -
2 - 1 - 2 - 1 韓国の供給者	- 35 -
2 - 1 - 2 - 2 韓国に係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 38 -
2 - 1 - 3 中国	- 38 -
2 - 1 - 3 - 1 市場経済の条件が浸透している事実	- 38 -
2 - 1 - 3 - 2 代替国候補の選定及び正常価格	- 39 -

2－1－3－3 中国の供給者	- 40 -
2－1－3－4 中国に係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 42 -
2－2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ	- 42 -
2－2－1 総論	- 42 -
2－2－2 韓国	- 43 -
2－2－2－1 供給者の余剰生産能力	- 43 -
2－2－2－2 供給者の将来の生産	- 44 -
2－2－2－3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在	- 44 -
2－2－2－4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在	- 45 -
2－2－2－5 不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討	- 45 -
2－2－2－6 韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論	- 46 -
2－2－3 中国	- 47 -
2－2－3－1 供給者の余剰生産能力	- 47 -
2－2－3－2 供給者の将来の生産	- 48 -
2－2－3－3 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在	- 48 -
2－2－3－4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在	- 49 -
2－2－3－5 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討	- 49 -
2－2－3－6 中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれの結論	- 51 -
2－3 韓国及び中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれの結論	- 51 -
3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 52 -
3－1 同種の貨物の検討	- 52 -
3－1－1 物理的及び化学的特性	- 52 -
3－1－2 製造工程	- 53 -
3－1－3 流通経路	- 53 -
3－1－4 価格の決定方法	- 54 -
3－1－5 用途	- 54 -
3－1－6 代替性	- 54 -
3－1－7 貿易統計上の分類	- 55 -
3－1－8 同種の貨物の検討についての結論	- 55 -
3－2 本邦の産業	- 55 -

3－3 累積的な評価	- 56 -
3－3－1 当該輸入貨物の供給国.....	- 57 -
3－3－2 原産国の異なる水酸化カリウムの間の競争状態	- 57 -
3－3－3 累積的な評価についての結論	- 58 -
3－4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 58 -
3－4－1 当該輸入貨物の輸入量.....	- 58 -
3－4－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響- 60 -	
3－4－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に関する証拠の提出及び意見の表明 ...- 64 -	
3－4－4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 65 -
3－5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	- 65 -
3－5－1 生産高（生産量）	- 66 -
3－5－2 生産能力・操業度（稼働率）	- 67 -
3－5－3 在庫	- 68 -
3－5－4 販売及び市場占拠率	- 68 -
3－5－5 利潤	- 69 -
3－5－6 投資及び投資収益.....	- 70 -
3－5－7 資金流出入（キャッシュフロー）	- 71 -
3－5－8 資本調達能力	- 72 -
3－5－9 雇用	- 72 -
3－5－10 賃金.....	- 72 -
3－5－11 生産性	- 73 -
3－5－12 成長.....	- 74 -
3－5－13 国内価格に影響を及ぼす要因	- 74 -
3－5－14 不当廉売価格差の大きさ	- 76 -
3－5－15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る証拠の提出及び意見の表明	- 77 -
3－5－16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 ... 78 -	
3－6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ	- 79 -
3－6－1 将来における当該輸入貨物の輸入.....	- 79 -
3－6－2 将来における本邦の水酸化カリウム市場規模	- 80 -
3－6－3 その他の証拠の提出及び意見の表明	- 80 -
3－6－4 本邦の産業に与える実質的な損害が指定された期間の満了後に継続し、	

又は再発するおそれについての結論.....	- 83 -
4 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解.....	- 86 -
4－1 調査の経緯に関する事項	- 86 -
4－1－1 重要事実の開示	- 86 -
4－1－2 重要事実に対する利害関係者からの意見	- 86 -
4－1－3 秘密の情報.....	- 87 -
4－1－4 証拠等の閲覧.....	- 87 -
4－2 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は 再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討	- 87 -
4－2－1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又 は再発するおそれに関する反論・再反論の検討	- 87 -
4－2－1－1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、 又は再発するおそれに関する反論	- 87 -
4－2－1－2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、 又は再発するおそれに関する反論に対する再反論	- 88 -
4－2－1－3 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、 又は再発するおそれに関する反論の検討	- 88 -
4－2－2 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論・再 反論の検討	- 88 -
4－2－2－1 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論	- 89 -
4－2－2－2 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論 に対する再反論	- 89 -
4－2－2－3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論 の検討	- 89 -
4－2－3 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論・再反論の検討	- 90 -
4－2－3－1 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論	- 90 -
4－2－3－2 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論に対する再反 論	- 91 -
4－2－3－3 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論の検討... ..	- 91 -
4－2－4 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論・ 再反論の検討	- 92 -
4－2－4－1 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反 論	- 92 -

4－2－4－2 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論に対する再反論	- 92 -
4－2－4－3 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論の検討.....	- 93 -
4－3 「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討.....	- 93 -
4－3－1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論・再反論の検討	- 94 -
4－3－1－1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論	- 94 -
4－3－1－2 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論に対する再反論	- 94 -
4－3－1－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論の検討	- 95 -
4－3－2 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論・再反論の検討	- 96 -
4－3－2－1 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論	- 96 -
4－3－2－2 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論に対する再反論 ...	- 96 -
4－3－2－3 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論の検討	- 96 -
4－4 重要事実を支持する意見	- 97 -
4－5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論.....	- 97 -
5 結論	- 97 -

(別添) 主要証拠等目録

注 :【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

1-1-1 品名

(1) 水酸化カリウム (Potassium Hydroxide)

1-1-2 銘柄及び型式

(2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2815.20 号に分類される。

1-1-3 特徴

(3) 水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹼や洗剤の原料等として用いられる。

1-1-4 供給者及び供給国

(4) 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-2-1 不当廉売された指定貨物¹の輸入が指定された期間²の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(5) 平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで。

ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び

¹ 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 28 年政令第 196 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる貨物をいう。以下同じ。

² 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる期間をいう。以下同じ。

販売について市場経済の条件が浸透している事実)³に関する事項については、平成 27 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで。

1－2－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(6) 平成 27 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで。

1－3 調査の対象とした事項の概要

1－3－1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(7) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、

(ア) 指定貨物の正常価格（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条 第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

(イ) 指定貨物の本邦向け輸出価格

(ウ) その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1－3－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(8) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、

(ア) 不当廉売された指定貨物の輸入量

(イ) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

(ウ) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(エ) その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

³ 政令第 2 条第 3 項

1－4 調査開始の経緯

1－4－1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯

- (9) 平成 27 年 4 月 3 日、法第 8 条第 4 項の規定による求めとして、カリ電解工業会は、韓国及び中国から輸入されている水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税を申請（以下「当初申請」という。）した。
- (10) 平成 27 年 5 月 26 日、当初申請に基づく調査（以下「当初調査」という。）を開始し、その結果、韓国及び中国産の水酸化カリウムについて、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えていた事実が認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成 28 年 8 月 9 日から平成 33 年 8 月 8 日までを課税期間として、当該課税期間中に当該各国から輸入される水酸化カリウムに対し、不当廉売関税を課すこととなった。

1－4－2 課税期間の延長申請

- (11) 令和 2 年 7 月 7 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、カリ電解工業会より、「大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」（以下「申請書」という。）が提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
カリ電解工業会	東京都中央区新川 1 丁目 4 番 1 号

- (12) 申請者は、下記「3－2 本邦の産業」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産する本邦の水酸化カリウム産業を構成する全生産者 4 者が加盟する業界団体であり、その 4 者による平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの水酸化カリウムの生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）⁴を満たしていた。
- (13) 調査当局は令和 2 年 8 月 24 日、韓国政府及び中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知⁵した。

1－4－3 調査開始の決定

⁴ 政令第 5 条第 1 項第 1 号

⁵ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号。以下「協定」という。）5.5

(14) 申請書を検討した結果、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ及び不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の50%を超えていたこと⁶から、調査を開始する必要があると認められたので、令和2年8月31日、申請に基づく調査の開始を決定⁷し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査⁸に特に利害関係を有すると認める者をいう。）と認められた者に対し、書面により通知⁹（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示¹⁰した（令和2年8月31日財務省告示第210号）（以下「調査開始告示」という。）。

(15) 調査開始告示において、政令第10条第1項前段及び第10条の2第1項前段の規定による証拠の提出及び証言、第11条第1項の規定による証拠等の閲覧、第12条第1項の規定による対質の申出、第12条の2第1項の規定による意見の表明並びに第13条第1項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

- (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和2年11月30日
- (イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第16条各項に規定する告示の日
- (ウ) 対質の申出についての期限 令和3年1月4日
- (エ) 意見の表明についての期限 令和3年1月4日
- (オ) 情報の提供についての期限 令和3年1月4日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及び他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）宛先に利

⁶ 政令第7条第4項第7号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）6.(2)

⁷ 法第8条第27項

⁸ 調査開始告示では「本調査」と表記される一方、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」では「本調査」と「本件調査」が併記されているところ、用語の使用に係る混乱を避けるため、これ以降「本調査」に統一して記載する。ただし、ホームページ等において「本件調査」と記載されているものはそのまま「本件調査」と記載する等、出典の記載を使用した。

⁹ 政令第8条第1項

¹⁰ 政令第8条第1項

害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示¹¹した。

- (16) 令和 2 年 8 月 31 日、韓国政府及び中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹²（申請書（開示版）の写しを添付¹³）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、令和 2 年 9 月 8 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹⁴した。

なお、本調査の開始決定に際し、令和 2 年 8 月 27 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁵した。

1－5 調査開始後の経緯

1－5－1 質問状等の送付及び回答の状況

- (17) 令和 2 年 8 月 31 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙、確認票及び質問状を財務省¹⁶及び経済産業省¹⁷のホームページに掲載し公表し、財務省ホームページにおいては、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示し、経済産業省ホームページにおいても、財務大臣か

¹¹ 令和 2 年 8 月 31 日財務省告示第 210 号

¹² 協定 12.1 及び 12.3

¹³ 協定 6.1.3

¹⁴ ガイドライン 6.(3)

¹⁵ 政令第 18 条

¹⁶ <https://www.customs.go.jp/tokusyu/suisankakariumu.htm>

（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

¹⁷ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/suisankari/index.html

（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

ら質問状の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先に問い合わせるよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(18) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日韓国大使館及び駐日中国大使館に対し当該質問状を送付し、駐日韓国大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(20)(ア)の 1 者、駐日中国大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(20)(イ)の 9 者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者、輸入者及び産業上の使用者に対して、それぞれに係る確認票において、韓国及び中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

(19) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「**表 2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況**」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「**1－5－1－1 供給者への質問状等の送付等**」、「**1－5－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等**」、「**1－5－1－3 輸入者への質問状等の送付等**」、「**1－5－1－4 本邦生産者への質問状等の送付等**」及び「**1－5－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等**」において述べる。また、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受理した。

表2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
		A 件	B 件	B/A %	C 件	C/B %	D 件	D/A %	
					生産	輸出	生産	輸出	
供給者	10	2	20	2	1	100	50	0	0
(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)	9	0	0	0	0	0	0	0	0
輸入者	4	4	100	3	75	1	25		
本邦生産者	4	4	100	4	100	4	100		
産業上の使用者	20	15	75	14	93.3	8	40		

(注1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注2) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下2桁目の数字を四捨五入している。

1－5－1－1 供給者への質問状等の送付等

(20) 令和2年8月31日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)及び(イ)の供給者10者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付¹⁸するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(ア) 供給者質問状等を送付した韓国供給者

¹⁸ 政令第10条第2項

(a) UNID Company Ltd.¹⁹ (以下「UNID」という。)

(イ) 供給者質問状等を送付した中国供給者

- (b) UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd. (优利德（江苏）化工有限公司) (以下「UNID Jiangsu Chemical」という。)
- (c) Jiangsu OCI Chemical Ltd. (江苏奥喜埃化工有限公司) (以下「Jiangsu OCI Chemical」という。)
- (d) Tangshan Sanfu Silicon Industry Co., Ltd. (唐山三孚硅业股份有限公司) (以下「Tangshan Sanfu Silicon Industry」という。)
- (e) JZEG Xingtai Mining Group Co., Ltd. (以下「JZEG Xingtai Mining Group」という。)
- (f) Chengdu Huarong Chemical Company Ltd. (成都华融化工有限公司) (以下「Chengdu Huarong Chemical Company」という。)
- (g) Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical Co., Ltd. (内蒙古瑞达泰丰化工有限责任公司) (以下「Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical」という。)
- (h) Jiangxi Zhangfeng Chemical Co., Ltd. (以下「Jiangxi Zhangfeng Chemical」という。)
- (i) Ningxia Baolande Chemical Co., Ltd. (以下「Ningxia Baolande Chemical」という。)
- (j) Qinghai Salt Lake Industry Co., Ltd. (青海省盐业股份有限公司) (以下「Qinghai Salt Lake Industry」という。)

(21) 確認票に関して、「表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(20)の供給者10者のうち、確認票回答の提出期限である令和2年9月14日までに2者²⁰から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった2者に関して、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又は輸出の実績について、2者全てから生産実績があり、1者²¹から本邦への輸出実績がある旨、及び2者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

(22) 供給者質問状の調査項目BからGに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和2年10月8日までに申出はなかった。

(23) 供給者質問状に関して、「表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問

¹⁹ 申請書において、当該供給者の名称が「UNID Company Ltd.」とされていたが、調査開始後、当該供給者から提出された確認票等の各種書面に記載された名称がいずれも「UNID Co., Ltd」であることから、以降当該供給者の正式名称を「UNID Co., Ltd」として取り扱う。

²⁰ UNID、UNID Jiangsu Chemical

²¹ UNID

状回答書の提出期限である令和2年10月15日までに回答書の提出はなかった。

(24) 供給者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、

「表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日(調査項目A)	質問状回答延長要望(調査項目B~G)	質問状回答日(調査項目B~G)
(a) UNID	8/31	9/14	生産 有 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(b) UNID Jiangsu Chemical	8/31	9/14	生産 有 輸出 無 協力する	回答無し	—	回答無し
(c) Jiangsu OCI Chemical	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) Tangshan Sanfu Silicon Industry	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) JZEG Xingtai Mining Group	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) Chengdu Huarong Chemical Company	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) Jiangxi Zhangfeng Chemical	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) Ningxia Baolande Chemical	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) Qinghai Salt Lake Industry	8/31	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1－5－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

(25) 令和2年8月31日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(20)(イ)の中国の供給者9者に対し、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力のお願い（中華人民共和国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「お願い紙（市場経済）」という。）、市場経済の

条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「市場経済確認票」という。）、及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付²²するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

また、供給者に対して、市場経済確認票において、供給者が市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第2条第3項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第1項第4号の価格²³を正常価格として用いることがある旨明示した。

なお、お願い紙（市場経済）において、市場経済確認票又は市場経済質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する旨明示した。

(26) 市場経済確認票に関して、「**表4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、確認票回答の提出期限である令和2年9月14日までに市場経済確認票回答の提出はなかった。

(27) 市場経済質問状に関して、「**表4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和2年10月15日までに市場経済質問状回答書の提出はなかった。

(28) 市場経済質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおりであった。

表4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日（調査項目A）	質問状回答延長要望（調査項目B～E）	質問状回答日（調査項目B～E）
(b) UNID Jiangsu Chemical	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し
(c) Jiangsu OCI Chemical	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し
(d) Tangshan Sanfu Silicon Industry	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し
(e) JZEG Xingtai Mining Group	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し

²² 政令第10条の2第2項

²³ ① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

(f) Chengdu Huarong Chemical Company	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し
(g) Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し
(h) Jiangxi Zhangfeng Chemical	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し
(i) Ningxia Baolande Chemical	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し
(j) Qinghai Salt Lake Industry	8/31	回答無し	-	回答無し	-	回答無し

1－5－1－3 輸入者への質問状等の送付等

(29) 令和2年8月31日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記の4者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付²⁴するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

- (a) 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）
- (b) 日星産業株式会社（以下「日星産業」という。）
- (c) 株式会社マル一（以下「マル一」という。）
- (d) 善ケミカル株式会社（以下「善ケミカル」という。）

(30) 伊藤忠商事について、調査対象貨物の輸入に関する業務は、調査対象期間中に伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社（以下「伊藤忠ケミカルフロンティア」という。）に全て移管していることが調査開始後判明したため、輸入者質問状等の回答については、伊藤忠ケミカルフロンティアから提出されることとなった。

(31) 確認票に関して、「表5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和2年9月14日までに、上記(29)の輸入者4者全てから確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった4者のうち3者²⁵から調査対象期間中に調査対象貨物の

²⁴ 政令第10条第2項

²⁵ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マル一

輸入の実績がある旨、及び当該 3 者のうち 1 者²⁶から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、上記(29)の輸入者のうち 1 者²⁷については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がない旨の回答があったことから、本調査の対象外になるものとして、利害関係者として取り扱わないこととした。

(32) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 2 年 10 月 8 日までに、上記(31)のとおり本調査に協力を表明した 1 者²⁸から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の輸入者からは輸入者質問状回答書の提出期限の延長の申出はなかった。

(33) 輸入者質問状に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和 2 年 10 月 15 日までに、上記(31)のとおり本調査に協力を表明した 1 者から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

(34) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 2 年 10 月 29 日までに、上記(32)のとおり回答書の提出期限の延長の申出があった輸入者 1 者から提出はなく、期限後に提出があったので、これを自発的な証拠の提出として受領した。

(35) 輸入者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	質問状回答日 (調査項目 A)	質問状回答延長要望 (調査項目 B～E)	質問状回答日 (調査項目 B～E)
(a) 伊藤忠商事	8/31	9/14	輸入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(b) 日星産業	8/31	9/14	輸入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(c) マル一	8/31	9/11	輸入 有 協力する	10/14	10/8	11/12 (期限後)
(d) 善ケミカル	8/31	9/14	輸入 無 協力しない	回答無し	—	回答無し

²⁶ マル一

²⁷ 善ケミカル

²⁸ マル一

1－5－1－4 本邦生産者への質問状等の送付等

(36) 令和2年8月31日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記の4者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」(以下「本邦生産者質問状」という。)を送付²⁹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

- (a) AGC株式会社(以下「AGC」という。)³⁰
- (b) 株式会社大阪ソーダ(以下「大阪ソーダ」という。)³¹
- (c) 東亞合成株式会社(以下「東亞合成」という。)
- (d) 日本曹達株式会社(以下「日本曹達」という。)

(37) 確認票に関して、「表6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和2年9月14日までに、上記(36)の本邦生産者4者全てから確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった4者全てから調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力する旨の回答があった。

(38) 本邦生産者質問状の調査項目BからHに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和2年10月8日までに、本邦生産者1者³²から調査項目B、F、G及びHに係る回答書の提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(39) 本邦生産者質問状に関して、「表6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、本邦生産者3者³³から、質問状回答書の提出期限である令和2年10月15日までに回答書の提出があった。

(40) 上記(38)に記載の本邦生産者1者³⁴から、質問状回答書の提出期限である令和2年10月15

²⁹ 政令第10条第2項

³⁰ 当初調査終了後に、旭硝子株式会社から社名変更されている。

³¹ 当初調査中に、ダイソー株式会社から社名変更されている。

³² 東亞合成

³³ AGC、大阪ソーダ、日本曹達

³⁴ 東亞合成

日までに調査項目 A、C 及び E に係る回答書の提出があった。また、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 2 年 10 月 29 日までに調査項目 B、F、G 及び H に係る回答書の提出はなく、期限後に提出があったので、これを自発的な証拠の提出として受領した。

- (41) 本邦生産者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおりであった。

表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	質問状回答日 (調査項目 A)	質問状回答延長要望 (調査項目 B~H)	質問状回答日 (調査項目 B~H)
(a) AGC	8/31	9/9	生産有り 協力する	10/14	—	10/14
(b) 大阪ソーダ	8/31	9/14	生産有り 協力する	10/15	—	10/15
(c) 東亜合成	8/31	9/14	生産有り 協力する	10/15	10/8	10/15 (調査項目 C 及び E)、 11/30 (調査項目 B、F、G 及び H) (期限後)
(d) 日本曹達	8/31	9/11	生産有り 協力する	10/8	—	10/8

1－5－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (42) 令和 2 年 8 月 31 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 20 者³⁵に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」(以下「産業上の使用者質問状」という。) を送付³⁶するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

- (43) 確認票に関して、「**表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、確

³⁵ 申請書 (8-3)

³⁶ 政令第 13 条第 2 項

認票回答の提出期限である令和 2 年 9 月 14 日までに、上記(42)の産業上の使用者 20 者のうち 14 者³⁷から、また、当該期限後に 1 者³⁸から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 15 者のうち 14 者³⁹から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び当該 14 者のうち 9 者⁴⁰から本調査へ協力する旨の回答があった。

(44) 産業上の使用者質問状に関して、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、本調査に協力を表明した産業上の使用者 9 者のうち 8 者⁴¹から質問状回答書の提出期限である令和 2 年 10 月 15 日までに回答書の提出があった。

(45) 産業上の使用者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	質問状回答日
(a) 【産業上の使用者 A 社】	8/31	9/4	購入 有 協力しない	回答無し
(b) 【産業上の使用者 B 社】	8/31	9/8	購入 有 協力しない	回答無し
(c) 【産業上の使用者 C 社】	8/31	9/8	購入 無	回答無し
(d) 【産業上の使用者 D 社】	8/31	9/10	購入 有 協力しない	回答無し
(e) 【産業上の使用者 E 社】	8/31	9/10	購入 有 協力する	10/1
(f) 【産業上の使用者 F 社】	8/31	9/10	購入 有 協力しない	回答無し

³⁷ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 B 社】、【産業上の使用者 C 社】、【産業上の使用者 D 社】、【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 K 社】、【産業上の使用者 L 社】、【産業上の使用者 M 社】、【産業上の使用者 N 社】

³⁸ 【産業上の使用者 O 社】

³⁹ 【産業上の使用者 A 社】、【産業上の使用者 B 社】、【産業上の使用者 D 社】、【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 F 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 K 社】、【産業上の使用者 L 社】、【産業上の使用者 M 社】、【産業上の使用者 N 社】、【産業上の使用者 O 社】

⁴⁰ 【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 K 社】、【産業上の使用者 M 社】、【産業上の使用者 N 社】、【産業上の使用者 O 社】

⁴¹ 【産業上の使用者 E 社】、【産業上の使用者 G 社】、【産業上の使用者 H 社】、【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 K 社】、【産業上の使用者 M 社】、【産業上の使用者 N 社】

産業上の使用者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	質問状回答日
(g) 【産業上の使用者 G 社】	8/31	9/10	購入 有 協力する	10/14
(h) 【産業上の使用者 H 社】	8/31	9/11	購入 有 協力する	10/14
(i) 【産業上の使用者 I 社】	8/31	9/14	購入 有 協力する	10/14
(j) 【産業上の使用者 J 社】	8/31	9/14	購入 有 協力する	10/15
(k) 【産業上の使用者 K 社】	8/31	9/14	購入 有 協力する	10/15
(l) 【産業上の使用者 L 社】	8/31	9/14	購入 有 協力しない	回答無し
(m) 【産業上の使用者 M 社】	8/31	9/14	購入 有 協力する	10/14
(n) 【産業上の使用者 N 社】	8/31	9/14	購入 有 協力する	10/14
(o) 【産業上の使用者 O 社】	8/31	9/24	購入 有 協力する	回答無し ⁴²
(p) 【産業上の使用者 P 社】	8/31	回答無し	—	回答無し
(q) 【産業上の使用者 Q 社】	8/31	回答無し	—	回答無し
(r) 【産業上の使用者 R 社】	8/31	回答無し	—	回答無し
(s) 【産業上の使用者 S 社】	8/31	回答無し	—	回答無し
(t) 【産業上の使用者 T 社】	8/31	回答無し	—	回答無し

1－5－2 質問状回答書の不備等の指摘

(46) 輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容の不備等に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及

⁴² 回答の提出があったが、不備があり、かつ、期限を大幅に超過していたことから、調査に支障があると判断し、不備指摘を行わず、自発的な証拠の提出としても扱わなかった。

び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(ア) 輸入者1者⁴³に対して、令和2年10月29日に1回目の、令和2年11月26日に2回目の不備指摘をした。

(イ) 本邦生産者3者⁴⁴に対して、令和2年10月29日に1回目の、令和2年11月26日に2回目の不備指摘をし、そのうち2者⁴⁵に対しては、令和3年1月12日に3回目の不備指摘をした。また、本邦生産者1者⁴⁶に対して、令和2年12月1日に1回目の、令和3年1月12日に2回目の不備指摘をした。

(ウ) 産業上の使用者3者⁴⁷に対して、令和2年10月29日に不備指摘をした。

(47) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。

(ア) 輸入者に対する不備指摘については、輸入者1者から、令和2年10月29日(1回目)に行った不備指摘について、回答書の提出期限である令和2年11月12日までに、不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。

また、令和2年11月26日(2回目)に行った不備指摘については回答書の提出期限である令和2年12月10日までに、不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。

(イ) 本邦生産者に対する不備指摘については、本邦生産者3者⁴⁸から、令和2年10月29日(1回目)に行った不備指摘については回答書の提出期限である令和2年11月12日までに、令和2年11月26日(2回目)に行った不備指摘については回答書の提出期限である令和2年12月3日までに、それぞれ不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。そのうち2者⁴⁹から、令和3年1月12日(3回目)に行った不備指摘について、回答書の提出期限である令和3年1月26日までに、不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。

また、本邦生産者1者⁵⁰から、令和2年12月1日(1回目)に行った不備指摘については回答書の提出期限である令和2年12月15日までに、令和3年1月12日(2回目)に

⁴³ マル一

⁴⁴ AGC、大阪ソーダ、日本曹達

⁴⁵ AGC、大阪ソーダ

⁴⁶ 東亜合成

⁴⁷ 【産業上の使用者H社】、【産業上の使用者K社】、【産業上の使用者M社】

⁴⁸ AGC、大阪ソーダ、日本曹達

⁴⁹ AGC、大阪ソーダ

⁵⁰ 東亜合成

行った不備指摘については回答書の提出期限である令和3年1月26日までに、それぞれ不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

- (ウ) 産業上の使用者に対する不備指摘については、産業上の使用者3者⁵¹全てから、回答書の提出期限である令和2年11月12日までに、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。
- (48) 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況については、「表8 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

表8 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者	不備指摘送付日	不備改め版回答書 (添付資料を含む。) 提出日
<輸入者>		
マル一	10/29（1回目） 11/26（2回目）	11/12（1回目） 12/10（2回目）
<本邦生産者>		
AGC	10/29（1回目） 11/26（2回目） 1/12（3回目）	11/10（1回目） 12/1（2回目） 1/20（3回目）
大阪ソーダ	10/29（1回目） 11/26（2回目） 1/12（3回目）	11/12（1回目） 12/3（2回目） 1/26（3回目）
東亞合成	12/1（1回目） 1/12（2回目）	12/15（1回目） 1/26（2回目）
日本曹達	10/29（1回目） 11/26（2回目）	11/12（1回目） 12/3（2回目）
<産業上の使用者>		
【産業上の使用者H社】 ⁵²	10/29	11/12
【産業上の使用者K社】	10/29	11/12
【産業上の使用者M社】	10/29	11/12

⁵¹ 【産業上の使用者H社】、【産業上の使用者K社】、【産業上の使用者M社】

⁵² 回答に不備が有るため、採用しなかった。

1－5－3 申請者への質問状等の送付等

(49) 令和 2 年 12 月 24 日、申請者⁵³に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力のお願い（申請者用）」（以下「お願い紙（申請者用）」という。）及び「申請者に対する質問状」（以下「申請者質問状」という。）を送付した。

この際、お願い紙（申請者用）において「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(50) 申請者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である令和 3 年 1 月 18 日までに、申請者⁵⁴から質問状回答書の提出があった。

(51) 申請者質問状の送付状況、及びこれに対する回答書の提出状況の詳細については、「表 9 申請者質問状等の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 9 申請者質問状等の送付及び回答の状況

申請者	質問状送付日	質問状回答日
カリ電解工業会	12/24	1/14

1－5－4 代替国に係る選定通知の送付等

(52) 調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとしている⁵⁵。

1－5－4－1 代替国に係る選定通知（1回目）

(53) 令和 2 年 8 月 31 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者 9 者⁵⁶、中国供給者団体 1 者

⁵³ カリ電解工業会

⁵⁴ カリ電解工業会

⁵⁵ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）及び政令第 2 条第 3 項

⁵⁶ UNID Jiangsu Chemical、Jiangsu OCI Chemical、Tangshan Sanfu Silicon Industry、JZEG Xingtai Mining Group、Chengdu Huarong Chemical Company、Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical、Jiangxi Zhangfeng Chemical、Ningxia Baolande Chemical、Qinghai Salt Lake Industry

⁵⁷、輸入者 4 者⁵⁸及び本邦生産者 4 者⁵⁹、並びに中国政府に対して、令和 2 年 9 月 16 日、申請者⁶⁰に対して、「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」(以下「代替国選定 1 回目通知」という。)を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表 10 代替国候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

表 10 代替国候補及びその選定理由

代替国候補	代替国候補の選定理由
メキシコ合衆国、ブラジル連邦共和国、ロシア連邦、タイ王国、アルゼンチン共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、インド、チェコ共和国、台湾、スペイン、大韓民国、イタリア共和国、フランス共和国、カナダ、ベルギー王国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 19 か国・地域(以下「代替国」という。)において水酸化カリウムの生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

(54) 代替国選定 1 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 2 年 9 月 14 日⁶¹又は令和 2 年 9 月 23 日⁶²までに、意見の提出はなかった。

1－5－4－2 代替国に係る選定通知（2回目）

(55) 令和 2 年 10 月 5 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者 9 者⁶³、中国供給者団体 1 者⁶⁴、輸入者 3 者⁶⁵、本邦生産者 4 者⁶⁶及び申請者⁶⁷並びに中国政府に対して、「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」について」(以下「代替国選定 2

⁵⁷ 中国無機塩工業協会

⁵⁸ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マル一、善ケミカル

⁵⁹ AGC、大阪ソーダ、東亞合成、日本曹達

⁶⁰ カリ電解工業会

⁶¹ 令和 2 年 8 月 31 日に通知した者に対する意見の提出期限

⁶² 令和 2 年 9 月 16 日に通知した者に対する意見の提出期限

⁶³ UNID Jiangsu Chemical、Jiangsu OCI Chemical、Tangshan Sanfu Silicon Industry、JZEG Xingtai Mining Group、Chengdu Huarong Chemical Company、Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical、Jiangxi Zhangfeng Chemical、Ningxia Baolande Chemical、Qinghai Salt Lake Industry

⁶⁴ 中国無機塩工業協会

⁶⁵ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マル一

⁶⁶ AGC、大阪ソーダ、東亞合成、日本曹達

⁶⁷ カリ電解工業会

回目通知」という。) を通知し、各代替国の候補における令和元年(2019年)の1人当たりのGNI⁶⁸が中国に近い順に基づき優先順位⁶⁹を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者(以下「代替国供給者」という。)30者を記載した「表11 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」こととし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用することとする」旨を明示した。

表11 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称
1位	アルゼンチン共和国	Transclor S.A.
2位	ロシア連邦	JSC Soda-Chlorate
		HaloPoylmer
3位	メキシコ合衆国	Rot Quimica
4位	ブラジル連邦共和国	Katrium
5位	タイ王国	AGC Chemicals (Thailand) Co., Ltd.
6位	ヨルダン・ハシェミット王国	JORDAN BROMINE
7位	インド	The Andhra Sugars Limited
		SreeRayalaseema Alkalies & Allied Chemicals Ltd
		Gujarat Alkalies and Chemicals Limited
8位	チェコ共和国	SPOLCHEMIE
9位	台湾	TAIWAN PULP&PAPER CORPORATION
		Yee Fong Chemical & Industrial Co., Ltd. / Taoyuan plant
10位	スペイン	Ercros SA
11位	大韓民国	UNID
12位	イタリア共和国	ALTAIR CHIMICA
13位	フランス共和国	Vynova PPC SAS (PPC)
14位	カナダ	ERCO Worldwide
15位	ベルギー王国	INOVYN
		VYNOVA
16位	ドイツ連邦共和国	Neolyse Ibbenbüren GmbH
17位	スウェーデン王国	Fred Holmberg & Co AB
		Nouryon Pulp and Performance Chemicals AB

⁶⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1人当たりのGNI(2019年)」

⁶⁹ 日本国に関しては、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、調査を実施する当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

18位	アメリカ合衆国	ASHTA Chemicals Inc.
		Olin Corporate
		Occidental Chemical Corporation
19位	日本国	AGC
		大阪ソーダ
		東亞合成
		日本曹達

(56) 代替国選定2回目通知に対して、意見の提出はなかった。

(57) 代替国選定1回目通知及び代替国選定2回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1回目通知		2回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
UNID Jiangsu Chemical	8/31	—	10/5	—
Jiangsu OCI Chemical	8/31	—	10/5	—
Tangshan Sanfu Silicon Industry	8/31	—	10/5	—
JZEG Xingtai Mining Group	8/31	—	10/5	—
Chengdu Huarong Chemical Company	8/31	—	10/5	—
Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical	8/31	—	10/5	—
Jiangxi Zhangfeng Chemical	8/31	—	10/5	—
Ningxia Baolande Chemical	8/31	—	10/5	—
Qinghai Salt Lake Industry	8/31	—	10/5	—
中国無機塩工業協会	8/31	—	10/5	—
伊藤忠ケミカルフロンティア	8/31	—	10/5	—
日星産業	8/31	—	10/5	—
マル一	8/31	—	10/5	—
AGC	8/31	—	10/5	—
大阪ソーダ	8/31	—	10/5	—
東亞合成	8/31	—	10/5	—
日本曹達	8/31	—	10/5	—
カリ電解工業会	9/16	—	10/5	—

1－5－4－3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等

- (58) 令和 2 年 9 月 29 日、「表 11 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た代替国供給者 21 者⁷⁰に対し、「水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願い」(以下「お願い紙(代替国)」といふ。)、調査対象期間中に水酸化カリウムを生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」(以下「代替国確認票」といふ。)並びに「水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「代替国質問状」といふ。)を送付し、協力を求めた。
- (59) これに対して、代替国確認票の提出期限である令和 2 年 10 月 13 日までに、本邦に所在する代替国供給者 2 者⁷¹から、提出期限後にタイ王国に所在する代替国供給者 1 者⁷²から代替国確認票回答の提出があった。
- これら代替国確認票回答の提出があった 3 者全てから水酸化カリウムの生産及び輸出の実績がある旨並びに本調査へ協力する旨の回答があった。
- (60) 代替国質問状に関して、質問状回答書の提出期限である令和 2 年 11 月 5 日までに、代替国供給者から調査項目 A に係る回答書の提出はなく、当該期限後に 2 者⁷³から提出があった。
- 調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和 2 年 10 月 29 日までに 2 者⁷⁴から申出があり、調査に支障のない範囲でこれらを認めた。
- (61) 代替国質問状の調査項目 B 及び D に関して、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 2 年 11 月 19 日までに、タイ王国に所在する代替国供給者 1 者⁷⁵から、延長後の提出期限後に本邦に所在する代替国供給者 1 者⁷⁶から、回答書の提出があった。
- (62) 代替国質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 13 代替国質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

⁷⁰ 「表 11 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者 30 者のうち、アルゼンチン共和国、ロシア連邦、ブラジル連邦共和国、ヨルダン・ハシェミット王国及びインドに所在の代替国供給者 8 者については国際郵便事情により、差出不可であったことから、代替国質問状等を送付することができなかった。また、UNID に対しては供給者質問状等を送付していることから、代替国質問状等を送付していない。

⁷¹ 大阪ソーダ、東亜合成

⁷² AGC Chemicals (Thailand) Co., Ltd. (以下「AGC Chemicals (Thailand)」といふ。)

⁷³ AGC Chemicals (Thailand)、東亜合成

⁷⁴ AGC Chemicals (Thailand)、東亜合成

⁷⁵ AGC Chemicals (Thailand)

⁷⁶ 東亜合成

表 13 代替国質問状等の回答等の状況

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称	確認票回答提出日	確認票回答内容				質問状回答提出日(調査項目A)	質問状回答延長要望(調査項目B及びD)	質問状回答提出日(調査項目B及びD)
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
3位	メキシコ合衆国	Rot Quimica	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
5位	タイ王国	AGC Chemicals (Thailand)	10/14	有	有	する	受入可	11/16 (期限後)	10/23	11/19
8位	チェコ共和国	SPOLCHEMIE	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
9位	台湾	TAIWAN PULP&PAPER CORPORATION	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
		Yee Fong Chemical & Industrial Co., Ltd. / Taoyuan plant	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
10位	スペイン	Ercros SA	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
12位	イタリア共和国	ALTAIR CHIMICA	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
13位	フランス共和国	Vynova PPC SAS (PPC)	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
14位	カナダ	ERCO Worldwide	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
15位	ベルギー王国	INOVYN	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
		VYNOVA	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
16位	ドイツ連邦共和国	Neolyse Ibbenbüren GmbH	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
17位	スウェーデン王国	Fred Holmberg & Co AB	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
		Nouryon Pulp and Performance Chemicals AB	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し

優先順位	代替国候補	代替国供給者 の名称	確認票 回答 提出日	確認票回答内容				質問状 回答 提出日 (調査項目A)	質問状 回答 延長要 望 (調査 項目B 及び D)	質問状 回答 提出日 (調査項目B 及び D)
				輸出 実績	生産 実績	質問 状 回 答	現地 調 査 受 入			
18位	アメリカ合衆国	ASHTA Chemicals Inc.	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
		Olin Corporate	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
		Occidental Chemical Corporation	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
19位	日本国	AGC	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し
		大阪ソーダ	10/9	有	有	する	受入可	回答無し	—	回答無し
		東亞合成	10/13	有	有	する	受入可	11/16 (期限後)	10/29	11/30 (期限後)
		日本曹達	回答無し	—	—	—	—	回答無し	—	回答無し

1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-5-5-1 証拠の提出及び証言⁷⁷

(63) 証拠の提出に関して、その期限である令和2年11月30日までに、供給者1者⁷⁸から「表14 証拠の提出」のとおり証拠の提出があった。

表14 証拠の提出

提出日	提出者
令和2年11月30日	UNID

(64) 証言に関して、その期限である令和2年11月30日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

1-5-5-2 対質の申出⁷⁹

(65) 対質の申出に関して、その期限である令和3年1月4日までに、対質の申出をした利害関

⁷⁷ 政令第10条第1項及び第10条の2第1項

⁷⁸ UNID

⁷⁹ 政令第12条第1項

係者はいなかった。

1－5－3 意見の表明⁸⁰

(66) 意見の表明に関して、その期限である令和3年1月4日までに、供給者1者⁸¹及び輸入者1者⁸²から、「表15 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表15 意見の表明

提出日	提出者
<供給者>	
令和2年12月25日	UNID
<輸入者>	
令和2年12月28日	伊藤忠ケミカルフロンティア

(67) 供給者であるUNIDより、本邦生産者1者⁸³の質問状回答書を閲覧できないことから提出していないと思われるとの意見の表明⁸⁴があった。

しかし、当該本邦生産者は、上記「1－5－1－4 本邦生産者への質問状等の送付等」のとおり令和2年10月15日付で質問状回答書を提出しており、同回答書については、令和2年11月24日から閲覧に供している。したがって、当該供給者の上記意見は事実の認識に誤りがあるため、意見として採用しない。

(68) 供給者であるUNIDより、本邦生産者1者⁸⁵が提出している質問状回答書について、調査項目A-2-4の回答が空欄であり、また、調査項目A-6、A-7、A-9-3等について回答漏れであり、他の利害関係者が内容を十分理解することができず、内容を把握することができない旨の意見の表明⁸⁶があった。

しかし、当該供給者が上記のとおり指摘した当該各調査項目について、当該本邦生産者が提出した質問状回答書では、秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）の要約がなされているものの、回答がなされており、また、下記「1－6 秘密の情報」のとおり、秘密情報の範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）が適切に提出されていることから、当該質問状回答書に対して、回答内容に不備があるとはいえない。したがって、当該意見は採用しない。

⁸⁰ 政令第12条の2第1項

⁸¹ UNID

⁸² 伊藤忠ケミカルフロンティア

⁸³ 大阪ソーダ

⁸⁴ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

⁸⁵ AGC

⁸⁶ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

(69) 供給者である UNID より、当初申請に基づく不当廉売関税の課税が後方産業及び公共の利益に与えた影響を調査当局が慎重に調査すべきであるとの意見の表明⁸⁷があった。また、輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティアより、調査対象貨物に対する不当廉売関税の課税期間の延長は、同者及び需要家の利益に悪影響を与え、また、需要家の安定操業及びコスト競争力を損なうほか、消費者の利益を害することとなるため、公共の利益の観点から、不当廉売関税の課税期間の延長に反対する旨の意見の表明⁸⁸があった。

しかし、上記意見はいずれも、上記「1－3 調査の対象とした事項の概要」に記載した本調査の対象とした事項（不当廉売された指定貨物の輸入又は不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項）に関する意見には当たらないため、当該意見は考慮しない。

1－5－5－4 情報の提供⁸⁹

(70) 情報の提供に関して、その期限である令和3年1月4日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった。

1－5－6 現地調査

1－5－6－1 本邦生産者に対する現地調査の実施

(71) 上記(39)及び(40)の本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者4者うち2者⁹⁰に対して、令和3年2月1日、「表16 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(72) これに対して、本邦生産者2者から回答期限である令和3年2月8日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(73) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和3年2月15日及び22日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国及び中華人民共和国

⁸⁷ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

⁸⁸ 意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア 令和2年12月28日）

⁸⁹ 政令第13条第1項

⁹⁰ AGC、東亞合成

産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付⁹¹し、「表 16 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した⁹²。

表 16 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
AGC	2/1	2/2	2/15	3/8
東亜合成	2/1	2/8	2/22	3/22、3/23

1－5－6－2 代替国供給者に対する現地調査の実施

(74) 上記(60)の代替国質問状回答書を提出した代替国供給者 2 者⁹³に対して、令和 3 年 2 月 1 日、「表 17 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(75) これに対して、代替国供給者 2 者から回答期限である令和 3 年 2 月 8 日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(76) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和 3 年 2 月 5 日及び 22 日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施について」を送付⁹⁴し、「表 17 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した⁹⁵。

⁹¹ ガイドライン 9.(1) 一 ②及び(3)

⁹² 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の観点から、現地調査は、経済産業省（東京都千代田区霞が関 1-3-1）からオンラインにて実施した。

⁹³ AGC Chemicals (Thailand)、東亜合成

⁹⁴ ガイドライン 9.(1) 一 ②及び(3)を準用

⁹⁵ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の観点から、現地調査は、経済産業省（東京都千代田区霞が関 1-3-1）からオンラインにて実施した。

表 17 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
AGC Chemicals (Thailand)	2/1	2/2	2/5	3/10
東亞合成	2/1	2/8	2/22	3/24

1－5－6－3 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

(77) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である本邦生産者2者及び代替国供給者2者へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

(78) 現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正の有無等の確認に対して、現地調査対象者である本邦生産者1者⁹⁶及び代替国供給者1者⁹⁷から、それぞれに係る現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が各現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容が適切であると認め、現地調査結果報告書を修正した。

1－6 秘密の情報

(79) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密情報について、調査当局は、秘密の理由書の提出を求め、これを受領⁹⁸した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するため、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1－7 証拠等の閲覧

(80) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した⁹⁹。

⁹⁶ AGC

⁹⁷ AGC Chemicals (Thailand)

⁹⁸ 協定6.5、政令第7条第6項及び第7項並びに政令第10条第1項及び第2項

⁹⁹ 政令第11条

1－8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (81) 閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。
- (82) 閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し次のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。
- (ア) 本邦生産者 4 者¹⁰⁰に対して、令和 2 年 10 月 29 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。
- (イ) 産業上の使用者 3 者¹⁰¹に対して、令和 2 年 10 月 29 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。
- (83) これに対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。
- (ア) 本邦生産者 3 者¹⁰²から、提出期限である令和 2 年 11 月 12 日までに、本邦生産者 1 者¹⁰³から提出期限後に、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
- (イ) 産業上の使用者 3 者全てから、提出期限である令和 2 年 11 月 12 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
- (84) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、「表 18 本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 18 本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

本邦生産者及び産業上の使用者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
<本邦生産者>		
AGC	10/29	11/10
大阪ソーダ	10/29	11/12

¹⁰⁰ AGC、大阪ソーダ、東亞合成、日本曹達

¹⁰¹ 【産業上の使用者 I 社】、【産業上の使用者 J 社】、【産業上の使用者 M 社】

¹⁰² AGC、大阪ソーダ、日本曹達

¹⁰³ 東亞合成

東亞合成	10/29	11/30（期限後）
日本曹達	10/29	11/12
<産業上の使用者>		
【産業上の使用者 I 社】	10/29	11/11
【産業上の使用者 J 社】	10/29	11/12
【産業上の使用者 M 社】	10/29	11/12

1－9 知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）の適用

(85) 調査当局が知り得た供給者 10 者、輸入者 4 者、本邦生産者 4 者及び申請者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載した。財務省ホームページにおいては、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求め、経済産業省ホームページにおいても、財務大臣から質問状の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先に問い合わせるよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになることを明示した。

2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実

2-1-1 総論

2-1-1-1 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

2-1-1-1-1 調査対象貨物

(86) 調査対象貨物は、韓国及び中国で生産され本邦に輸出された水酸化カリウムであり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」に記述したとおりである。

2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(87) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである水酸化カリウム、又はそのような水酸化カリウムがない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する水酸化カリウムとした。

2-1-1-2 不当廉売差額の基本的考え方

(88) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁰⁴こととした。

(89) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁰⁵こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて¹⁰⁶、不当廉売差額を算出することとした。

(90) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給

104 協定 2.2、法第 8 条第 1 項、政令第 2 条及びガイドライン 7.

105 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

106 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹⁰⁷こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

- (91) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹⁰⁸こととした。

2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方

- (92) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹⁰⁹とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹¹⁰には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹¹¹、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹¹²とする¹¹³こととした。

- (93) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、

107 協定2.4、協定2.4.2及び政令第2条第4項

108 協定2.4.1

109 政令第2条第1項第1号

110 政令第2条第2項

111 政令第2条第1項第2号

112 政令第2条第1項第3号

113 協定2.2、法第8条第1項及び政令第2条第2項

合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹¹⁴こととした。

2-1-1-4 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(94) 上記「2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合¹¹⁵には、政令第2条第3項に基づき、代替国価格として同条第1項第4号の価格¹¹⁶を正常価格として使用することとした。

2-1-1-5 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(95) 上記「2-1-1-4 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとした¹¹⁷。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われてお
り、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
- (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市
場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-1-6 輸出価格の算出の基本的考え方

(96) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸

¹¹⁴ 協定 2.2.1

¹¹⁵ 政令第2条第3項

¹¹⁶ ① 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費
及び一般的な経費の額を加えた価格

¹¹⁷ 中国 WTO 加盟議定書第15条(a)柱書き及び同(i)、政令第2条第3項、ガイドライン7.(6)一並びに調査開始告示九(一)

出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹¹⁸こととした。

- (97) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹¹⁹こととした。

2-1-1-7 端数処理の基本的考え方

- (98) 通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-1-2 韓国

2-1-2-1 韓国の供給者

- (99) 調査当局は、上記「1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおり、供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報は提供されなかった。

2-1-2-1-1 UNID

2-1-2-1-1-1 正常価格

- (100) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」のとおり、UNIDに対し、確認票及び供給者質問状を送付したもの、指定した回答期限内に必要な情報は提供されなかつたことから、正常価格の算定にあたり、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づき算定することとした。また、調査当局は、上記「1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおり、UNID以外の供給者が存在するか確認したところ、UNID以外の供給者に係る情報は提供されなかつたことから、申請書において「正常価格」とされている価格を韓国国内販売価格として採用することとした。当該価格については、第三者調査機関が韓国の生産者の韓国における販売価格を調査したものであるところ、当該証拠に基づき認定を行うに当たり、調査当局は特に慎重にこれを行うこととし、上記「1-5-3 申請者への質問状等の送付等」に記載のとおり、申請者に対して申請者質問状を送付し、申

¹¹⁸ 協定2.1及び法第8条第1項

¹¹⁹ 協定2.3、協定2.4、法第8条第36項、政令第3条及びガイドライン7.(2)

請書に記載の情報について説明を求め、【第三者調査機関による調査の内容】回答を得た。

また、調査当局において、当該価格の妥当性を確認するべく、調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書」を用いて整合性をチェックし、矛盾が生じていないことを検証したところ、整合性を確認できたことから正常価格として用いる¹²⁰ことは適切であると判断した。

(101) なお、韓国国内販売価格については、他に得られた信頼できる情報はなかったため、上記(100)に記載のとおり、申請書において「正常価格」とされている価格以外に採用できるものはないと判断した。

(102) 以上を踏まえ、正常価格は、液体品については、1 固形 kg 当たり 【数値】 韓国ウォン、固形品については 1kg 当たり 【数値】 韓国ウォンとなった¹²¹。

なお、液体品については、水酸化カリウム含有率 100%の固形品に換算した数量である（以下、この章において「固形 kg」と表記する。）。

2-1-2-1-1-2 本邦向け輸出価格

(103) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」のとおり、UNID から必要な情報の回答が得られなかった。また、上記「2-1-2-1 韓国の供給者」に記載のとおり、その他必要な情報は提供されなかつたことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づくこととした。

(104) 本調査において輸入者 1 者¹²²から韓国産の調査対象貨物の輸入価格が回答されており、調査当局は次のとおり採用の可否を検討した。

(105) 調査当局は、当該輸入者の輸入単価が代表性のあるものかを確認するため、当該輸入者の当該輸入貨物の輸入量に占める輸入割合を検証¹²³したところ、【数値】 %と少ないことを確認した。

また、調査当局は、財務省貿易統計¹²⁴を用いて輸入単価を算出した結果、1kg 当たりの平均単価（固形換算数量ベース、CIF 価格）は、74.72 円となった。一方、当該輸入者の平均輸入単価（固形換算数量ベース、CIF 価格）¹²⁵は、【数値】 円となっており、財務省貿易統

¹²⁰ 協定附属書II 7.

¹²¹ 申請書（別紙 13）

¹²² マル一

¹²³ 輸入者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-②）並びに調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

¹²⁴ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

¹²⁵ 輸入者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-①）

計を用いた輸入単価から【数値】円以上乖離していた。価格が大きく乖離している理由として、下記「**3－4－1 当該輸入貨物の輸入量**」に記載のとおり、総輸入量の約8割を占める液体品において、当該輸入者の輸送形態が、経済合理的なケミカルタンカーではなく、【数値】%¹²⁶がコストの高いドラム缶による取引であること¹²⁷を確認した。

したがって、当該輸入者の輸入単価は代表性がないと判断し採用しないこととした。

- (106) 調査当局は、輸出価格の算定にあたり、申請書において「調整後の輸出価格」とされている価格を輸出価格として採用することとした。当該価格については、調査対象期間に韓国から本邦に輸入された調査対象貨物の輸入価格(CIF価格)を財務省貿易統計から算出し¹²⁸、輸出諸掛¹²⁹、国際運賃¹³⁰及び国際保険料¹³¹を控除したものである。その結果、輸出価格は、液体品については、1固形kg当たり【数値】韓国ウォン、固体品については1kg当たり【数値】韓国ウォンとなった。

2－1－2－1－1－3 通貨の換算

- (107) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出価格については、輸出価格算出の基礎となった財務省貿易統計は日本円建てであり、また、輸入価格から控除すべき項目については、申請書において米ドル建て及び日本円建てのものがあることから、それぞれ三菱UFJ銀行公表の月次平均レート及び日次レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて韓国ウォンに換算した。

2－1－2－1－1－4 不当廉売差額率

- (108) 不当廉売差額は、上記「**2－1－2－1－1－1 正常価格**」において算出した正常価格と「**2－1－2－1－1－2 本邦向け輸出価格**」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、液体品については1固形kg当たり【数値】韓国ウォン、固体品については1kg当たり【数値】韓国ウォンとなった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、液体品【数値】%、固体品【数値】%となり、これら液体品と固体品の不当廉売差額率を各数量(液体品については水酸化カリウム含有率100%に換算後の数量)で加重平均すると、「**表19 不当廉売差額率(UNID)**」のとおり66.51%となり、当初調査における不当廉売差額率と概ね同程度となっていることが認められた。

¹²⁶ 残る【数量】%は、「1490kg IBCコンテナー」による取引であるが、ドラム缶同様に輸送コストが高いことを確認した。

¹²⁷ 輸入者質問状不備改め版回答書(様式D-2・D-3)

¹²⁸ 申請書(別紙15-1、別紙15-2及び別紙18)

¹²⁹ 申請書(別紙23)

¹³⁰ 申請書(別紙24及び別紙25)

¹³¹ 申請書(別紙26)

表 19 不当廉売差額率 (UNID)

	不当廉売差額率 (%)
UNID	66.51

2－1－2－1－2 その他の供給者

2－1－2－1－2－1 不当廉売差額率

(109) UNID 以外の供給者については、上記「**2－1－2－1 韓国の供給者**」に記載のとおり、必要な情報は提供されなかったことから、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとし、特定されていない他の供給者が供給する水酸化カリウムについては、上記「**2－1－2－1－1－4 不当廉売差額率**」における UNID の不当廉売差額率と同率を適用した。

2－1－2－2 韓国に係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(110) 上記「**2－1－2－1－1－4 不当廉売差額率**」及び「**2－1－2－1－2－1 不当廉売差額率**」に記載のとおり、韓国の供給者について、韓国を原産地とする不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実が認められた。

2－1－3 中国

2－1－3－1 市場経済の条件が浸透している事実

2－1－3－1－1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(111) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記「**2－1－1－5 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記「**1－5－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等**」に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかった。

2－1－3－1－2 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

(112) 上記「**2－1－3－1－1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討**」に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出は

なかつたため、上記「**2－1－1－5 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかつたことから、政令第2条第3項の規定に基づき、代替国価格を用いることとした。

2－1－3－2 代替国候補の選定及び正常価格

2－1－3－2－1 代替国候補の選定

(113) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「**1－5－4－1 代替国に係る選定通知（1回目）**」のとおり、調査当局が知り得た全ての中国供給者9者¹³²、中国供給者団体1者¹³³、輸入者4者¹³⁴、本邦生産者4者¹³⁵及び申請者¹³⁶並びに中国政府に対して、「代替国選定1回目通知」を送付したところ、これに対する意見は提出されなかつた。

また、上記「**1－5－4－2 代替国に係る選定通知（2回目）**」のとおり、調査当局が知り得た全ての中国供給者9者¹³⁷、中国供給者団体1者¹³⁸、輸入者3者¹³⁹、本邦生産者4者¹⁴⁰及び申請者¹⁴¹並びに中国政府に対して、各代替国候補における1人当たりのGNIが中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定2回目通知」を送付したところ、これに対する意見は提出されなかつた。

(114) 上記(113)を踏まえ、上記「**1－5－4－3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国質問状等を送付したところ、2者から代替国質問状回答書が提出された。

(115) 上記(114)を踏まえ、上記「**1－5－4－2 代替国に係る選定通知（2回目）**」の「**表11 代替国候補の優先順位リスト**」に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることにした。

調査対象貨物は、水酸化カリウムの液体品及び固形品であるところ、最も優先順位の高い

¹³² UNID Jiangsu Chemical、Jiangsu OCI Chemical、Tangshan Sanfu Silicon Industry、JZEG Xingtai Mining Group、Chengdu Huarong Chemical Company、Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical、Jiangxi Zhangfeng Chemical、Ningxia Baolande Chemical、Qinghai Salt Lake Industry

¹³³ 中国無機塩工業協会

¹³⁴ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マリー、善ケミカル

¹³⁵ AGC、大阪ソーダ、東亞合成、日本曹達

¹³⁶ カリ電解工業会

¹³⁷ UNID Jiangsu Chemical、Jiangsu OCI Chemical、Tangshan Sanfu Silicon Industry、JZEG Xingtai Mining Group、Chengdu Huarong Chemical Company、Inner Mongolia Rida Taifeng Chemical、Jiangxi Zhangfeng Chemical、Ningxia Baolande Chemical、Qinghai Salt Lake Industry

¹³⁸ 中国無機塩工業協会

¹³⁹ 伊藤忠ケミカルフロンティア、日星産業、マリー

¹⁴⁰ AGC、大阪ソーダ、東亞合成、日本曹達

¹⁴¹ カリ電解工業会

代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 1 者は、液体品のみを生産しており固形品を生産していないことから、当該代替国供給者の液体品に係る情報を採用することとした。固形品については、2 番目に優先順位の高い代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 1 者が固形品を生産していることから、当該代替国供給者の情報を採用することとした。

2-1-3-2-2 代替国の正常価格

- (116) 代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 2 者は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費（直接販売経費（包装容器費及び物品運送費）を除く。以下同じ。）及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）¹⁴²を正常価格として採用することとした。
- (117) 代替国構成価格の算出に当たり、生産費（原材料費、労務費及び経費）及び利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費については、調査対象期間における当該代替国における生産者の回答^{143,144}を用いた。
- (118) 代替国の正常価格は、液体品と固形品に分けて算出した。上記(117)により代替国構成価格を算出したところ、液体品の正常価格は、1 固形 kg 当たり 【数値】 人民元となり、固形品の正常価格は、1kg 当たり 【数値】 人民元となった。

2-1-3-2-3 通貨の換算

- (119) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、正常価格については、代替国供給者 2 者の正常価格を、それぞれ三菱 UFJ 銀行公表の日次レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて中国人民元に換算した。

2-1-3-3 中国の供給者

- (120) 調査当局は、上記「1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおり、供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報は提供されなかった。

¹⁴² 政令第 2 条第 1 項第 4 号

¹⁴³ 代替国質問状回答書（【企業名】）、代替国現地調査提出資料（【企業名】）

¹⁴⁴ 代替国質問状回答書（【企業名】）、代替国現地調査提出資料（【企業名】）

2-1-3-3-1 Jiangsu OCI Chemical

2-1-3-3-1-1 本邦向け輸出価格

(121) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、Jiangsu OCI Chemical から必要な情報の回答が得られなかった。また、上記「2-1-3-3 中国の供給者」に記載のとおり、その他必要な情報は提供されなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととし、申請書の情報を採用することとした。

調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績はないとしている¹⁴⁵ところ、調査当局においても財務省貿易統計¹⁴⁶を用いて輸出実績がないことを確認した。よって、調査対象期間における輸出価格は存在しない。

(122) 調査対象期間において中国の供給者から第三国への輸出実績は存在するところ、それぞれの加重平均輸出価格を算出したところ、液体品は1固形kg当たり【数値】人民元、固体品は1kg当たり【数値】人民元となった¹⁴⁷。

2-1-3-3-1-2 通貨の換算

(123) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出価格については、液体品及び固体品の輸出価格算出の基礎となった申請書¹⁴⁸に記載の価格は日本円建てであることから、三菱UFJ銀行公表の日次レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて中国人民元に換算した。

2-1-3-3-1-3 不当廉売差額率

(124) 上記「2-1-3-3-1-1 本邦向け輸出価格」のとおり、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績はなかったが、調査対象期間において中国の供給者から第三国への輸出実績は存在することから、輸出価格については、中国から第三国への輸出価格を使用した。

(125) 不当廉売差額は、上記「2-1-3-2-2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-1-3-3-1-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との

¹⁴⁵ 申請書（5-1-(2)-2 及び別紙 15-1）

¹⁴⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

¹⁴⁷ 申請書（別紙 32）

¹⁴⁸ 申請書（別紙 32）

差額により算出した。その結果、液体品については 1 固形 kg 当たり 【数値】 人民元、固形品については 1kg 当たり 【数値】 人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、液体品については 【数値】 %、固形品については 【数値】 % となった。さらに、これら液体品と固形品の不当廉売差額率を液体品と固形品の数量（液体品については水酸化カリウム含有率 100%に換算後の数量）で加重平均すると、「**表 20 不当廉売差額率 (Jiangsu OCI Chemical)**」のとおり、51.02% となった。

表 20 不当廉売差額率 (Jiangsu OCI Chemical)

	不当廉売差額率 (%)
Jiangsu OCI Chemical	51.02

2-1-3-3-2 その他の供給者

2-1-3-3-2-1 不当廉売差額率

(126) Jiangsu OCI Chemical 以外の供給者については、上記「**2-1-3-3 中国の供給者**」に記載のとおり、必要な情報が提供されなかったことから、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとし、特定されていない他の供給者が供給する水酸化カリウムについては、上記「**2-1-3-3-1-3 不当廉売差額率**」における Jiangsu OCI Chemical の不当廉売差額率と同率を適用した。

2-1-3-4 中国に係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(127) 上記「**2-1-3-3-1-1 本邦向け輸出価格**」に記載のとおり、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績がなかったことから、中国の供給者について、中国を原産地とする不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実は認められなかった。

なお、上記「**2-1-3-3-1-3 不当廉売差額率**」及び「**2-1-3-3-2-1 不当廉売差額率**」に記載のとおり、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。

2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

2-2-1 総論

(128) 「**2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実**」を踏まえ、不当廉売関税の課税期間満

了後の不当廉売輸入の継続又は再発のおそれについて以下のとおり検討した。

2-2-2 韓国

- (129) 上記「**2-1-2-2 韓国に係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論**」に記載のとおり、調査対象期間において、韓国の供給者が生産した水酸化カリウムの本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。
- (130) 調査当局は、さらに、韓国の供給者に係る以下の項目を検討の上、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、韓国の供給者が生産する水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれについて、検討することとした。
- ① 供給者の余剰生産能力
 - ② 供給者の将来の生産
 - ③ 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在
 - ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在
- (131) なお、上記(130)の検討に当たっては、上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、韓国唯一の供給者である UNID から質問状に対する回答の提出がなかったことから、調査当局は知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)により、認定を行った。

2-2-2-1 供給者の余剰生産能力

- (132) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書」及び申請書¹⁴⁹によると、水酸化カリウムの生産能力に関して、「**表 21 韓国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率推移**」のとおりであり、UNID は、生産能力を平成 30 年及び令和元年にそれぞれ 70,000 固形 MT ずつ増強した。他方、UNID の生産量の増加は、平成 30 年に約 28,000 固形 MT、令和元年に約 56,000 固形 MT にとどまった。そのため、UNID の稼働率は、平成 27 年の 99.6% から令和元年には 80.9% まで低下しており、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

表 21 韓国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率推移

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
生産能力 (固体 MT)	220,000	220,000	220,000	290,000	360,000
生産量 (固体 MT)	219,192	218,348	207,171	235,538	291,413

¹⁴⁹ 申請書（別紙 28）

稼働率	99.6%	99.2%	94.2%	81.6%	80.9%
-----	-------	-------	-------	-------	-------

(出所) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書」並びに申請書（別紙 28）

2-2-2-2 供給者の将来の生産

(133) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide South Korea Market Outlook 2020」によれば、韓国における水酸化カリウムの将来の生産量は、「表 22 韓国における水酸化カリウムの将来の生産量推移」のとおり微増が予測されている。

なお、当該関係証拠は令和元年の UNID の生産能力増強を反映していないと見られるが、稼働率の上昇に伴って生産量が上昇すると予測しているところ、UNID の稼働率は、上記「2-2-2-1 供給者の余剰生産能力」のとおり令和元年において 80.9%にとどまつており、上昇の余地が残されている。

表 22 韓国における水酸化カリウムの将来の生産量推移

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
生産量（固形 MT）	【100】	【101】	【102】	【102】	【103】

(出所) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide South Korea Market Outlook 2020」

(注) 各欄の【 】は、令和 2 年を 100 とする指標である。

(134) 上記(133)により、今後、韓国において水酸化カリウムの生産増加が見込まれる状況にあることが認められた。

2-2-2-3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在

(135) 韓国国内の水酸化カリウムの生産能力と国内需要の関係については、「表 23 韓国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量推移」のとおり、平成 27 年から令和元年にかけて生産能力、国内需要量ともに増加したが、生産能力に占める国内需要量の割合は【数値】%と小さい割合である。

表 23 韓国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量推移

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
生産能力（固形 MT）	220,000	220,000	220,000	290,000	360,000
国内需要量（固形 MT）	【100】	【114】	【118】	【146】	【155】

(出所) 申請書（別紙 28）並びに調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide South

Korea Market Outlook 2020」

(注) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。

- (136) また、「表 24 韓国における水酸化カリウムの将来の需要量推移」とおり、国内需要が大幅に増大するとの情報はない。

表 24 韓国における水酸化カリウムの将来の需要量推移

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
国内需要量（固形 MT）	【100】	【102】	【105】	【107】	【111】

(出所) 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide South Korea Market Outlook 2020」

(注) 各欄の【】は、令和 2 年を 100 とする指標である。

- (137) 以上を踏まえると、韓国において、韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在しないことが認められた。

2-2-2-4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

- (138) 申請者により提出された、第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測¹⁵⁰によると、今後、全世界の水酸化カリウムの生産能力は令和 5 年には 3,125,000 固形 MT、需要量は 2,208,000 固形 MT となることが見込まれ、世界全体において、余剰生産能力を吸収するだけの市場は存在せず、生産能力が需要を大幅に上回ることが予想される。

- (139) したがって、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

2-2-2-5 不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討

- (140) 供給者である UNID より、上記「2-2-2-1 供給者の余剰生産能力」に関連して、次のとおり、UNID の生産能力の増大は日本の市場と無関係である旨の意見の表明¹⁵¹があった。

- (ア) UNID の生産能力の増大は日本市場を考慮した為ではなく、欧州市場のマーケットシェアを確保するためである。日本の市場は規模が大きくなく、今後も水酸化カリウムに

¹⁵⁰ 申請書（別紙 29）

¹⁵¹ 意見の表明（UNID 令和 2 年 12 月 25 日）

に対する需要が増大することは予測されないため、生産能力の増大のターゲット市場としては相応しくない。

(イ) 韓国産水酸化カリウムに対して不当廉売関税を賦課し、輸入規制を行っている国は日本が全世界で唯一である。よって、日本以外の他の国に輸出するのが自然である。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の状況で、UNID が生産能力を増強して日本市場へ製品を不当廉売するであろうという申請者の主張は非常に不可解である。

(141) 上記(140)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(140)(ア)について、UNID の生産能力増大の目的は、欧州市場をターゲットにしたものとのことである。しかし、UNID が提出した証拠¹⁵²によれば、欧州において水銀規制により水酸化カリウムの生産量が減少することは読み取れるものの、UNID の生産能力増大の目的が欧州市場をターゲットにしたものであるとの直接的な証拠は提出されていない。

また、仮にターゲットが欧州市場であったとしても、UNID が生産能力を増大したことは事実であり、当該生産能力の増大によって生産された製品が日本に輸出されないとはいえない。

(イ) 上記(140)(イ)について、不当廉売関税が課税される日本への輸出は行わず、不当廉売関税が課税されない第三国への輸出を増やすのが自然であるとの UNID の主張は、逆にいうと、日本において不当廉売課税の課税が満了した場合には、UNID が日本への輸出を不当廉売関税課税前の水準に回復させることができると解することができる。

(ウ) したがって、上記(140)の UNID の意見は受け入れられない。

2-2-2-6 韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論

(142) 以上のとおり、韓国唯一の供給者である UNID は生産能力を増強した一方で稼働率が低下していることから、相当程度の余剰生産能力が生じている。よって、将来の生産は、稼働率の上昇に伴って増加が見込まれる。一方、韓国国内の将来の需要量は、余剰生産能力を全て吸収できるものではなく、また、全世界の生産能力も需要量を大幅に上回っていることから、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない。したがって、韓国の供給者が生産する水酸化カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められる。

¹⁵² 証拠の提出（UNID 令和 2 年 11 月 30 日）

2-2-3 中国

(143) 上記「2-1-3-4 中国に係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論」に記載のとおり、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績がなかったことから、中国の供給者について、中国を原産地とする不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実は認められなかつた。

他方で、調査対象期間に、中国の供給者は第三国に対して水酸化カリウムの輸出を行つていた。中国の供給者の第三国向け輸出価格は、上記「2-1-3-2-2 代替国の正常価格」に記載の液体品の正常価格である1固形kg当たり【数値】人民元、固体品の正常価格である1kg当たり【数値】人民元よりも低いものであつた。具体的には、上記「2-1-3-3-1-1 本邦向け輸出価格」に記載のとおり、第三国向け輸出価格は、液体品については1固形kg当たり【数値】人民元、固体品については1kg当たり【数値】人民元であつた。

(144) 調査当局は、さらに、中国の供給者に係る以下の項目を検討の上、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、中国の供給者が生産する水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれについて、検討することとした。

- ① 供給者の余剰生産能力
- ② 供給者の将来の生産
- ③ 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

2-2-3-1 供給者の余剰生産能力

(145) 申請者により提出された、第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測¹⁵³によると、「表 25 中国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率」のとおり、中国の水酸化カリウムの生産能力は平成 30 年時点で 865,000 固形 MT、同年の生産量は 690,000 固形 MT であり、中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

また、中国の水酸化カリウムの生産能力は、令和 5 年では 1,045,000 固形 MT、同年の生産量は 850,000 固形 MT と予測されており、将来についても中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があることが見込まれる。

¹⁵³ 申請書（別紙 29）

表 25 中国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率

	平成 30 年 (2018)	令和 5 年 (2023)
生産能力（固形 MT）	865,000	1,045,000
生産量（固形 MT）	690,000	850,000
稼働率	79.8%	81.3%

(出所) 申請書（別紙 29）

2-2-3-2 供給者の将来の生産

(146) 申請者により提出された、第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測¹⁵⁴によると、上記「表 25 中国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率」のとおり、中国の水酸化カリウムの生産量は平成 30 年時点で 690,000 固形 MT であり、令和 5 年には 850,000 固形 MT となることが記載されていた。

(147) 上記(146)により、今後、中国において水酸化カリウムの生産増加が見込まれる状況にあることが認められた。

2-2-3-3 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在

(148) 申請者により提出された、第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測¹⁵⁵によると、「表 26 中国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量」のとおり、中国の水酸化カリウムの生産能力は平成 30 年時点で 865,000 固形 MT、同年の国内需要量は 613,000 固形 MT であり、生産能力が需要を大幅に上回る。また、令和 5 年の生産能力は 1,045,000 固形 MT、同年の国内需要量は 757,000 固形 MT と予測されており、将来においても、生産能力が需要を大幅に上回ることが見込まれている。

表 26 中国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量

	平成 30 年 (2018)	令和 5 年 (2023)
生産能力（固形 MT）	865,000	1,045,000
国内需要量（固形 MT）	613,000	757,000

(出所) 申請書（別紙 29）

(149) 以上を踏まえると、中国において、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような

¹⁵⁴ 申請書（別紙 29）

¹⁵⁵ 申請書（別紙 29）

国内市場は存在しないことが認められた。

2-2-3-4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

- (150) 申請者により提出された、第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測¹⁵⁶によると、今後、全世界の水酸化カリウムの生産能力は令和5年には3,125,000 固形 MT、需要量は2,208,000 固形 MT となることが見込まれ、世界全体において、余剰生産能力を吸収するだけの市場は存在せず、生産能力が需要を大幅に上回ることが予想される。
- (151) したがって、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

2-2-3-5 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討

- (152) 供給者である UNID より、次のとおり、中国産水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれが無い旨の意見の表明¹⁵⁷があった。
- (ア) UNID Jiangsu Chemical の設立目的は、中国の内需市場であり、日本を含む輸出市場をターゲットにしていない。同社の組織図をみると、営業部署には海外営業チームが存在せず、内需営業チームだけが存在していることを確認することができる。内需営業チームの業務内容はまさにその名称が示すとおり、中国国内における需要に対する販売の営業活動を行うものであって、海外営業チームのように海外への輸出等の営業を行うものではなく、そもそも、海外への営業を行うことは許されておらず、そのような営業活動は行うことができない。
- (イ) 中国産水酸化カリウムの物量が不当廉売関税の賦課により減少したという申請者の主張は事実ではない。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の事実は、既に調査当局へ提出した確認票を通しても確認することができる。
- (エ) したがって、UNID Jiangsu Chemical から日本への輸出は無いし、今後も輸出が行われることもない。
- (153) 上記(152)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

¹⁵⁶ 申請書（別紙29）

¹⁵⁷ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

- (ア) 上記(152)(ア)の UNID の主張について、UNID Jiangsu Chemical の設立目的が中国の内需市場であり輸出市場をターゲットにしていないということを裏付ける証拠は提出されていない。また、UNID が提出した証拠である UNID Jiangsu Chemical の組織図においても、内需営業チームという名称は確認できない。したがって、UNID Jiangsu Chemical が将来にわたって日本への輸出を行わないとはいえない。
- (イ) 上記(152)(イ)の UNID の主張について、不当廉売関税の課税前においては、中国産水酸化カリウムの輸入は行われており、課税後の平成 28 年に中国産水酸化カリウムの輸入が減少し、平成 29 年以降輸入がないという事実は、中国産水酸化カリウムの輸入は、不当廉売関税の課税の有無により左右されることを示している。
- (ウ) 上記(152)(ウ)の UNID の主張について、確認票においては、調査対象期間における UNID Jiangsu Chemical の輸出が無いと記載されているものの、同者が質問状に回答しておらず、事実を確認できない。
- (エ) よって、上記(152)(エ)において UNID が主張する、UNID Jiangsu Chemical が今後も輸出を行わないという事実は確認できず、UNID の主張は失当である。

(154) 輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティアより、次のとおり、中国産水酸化カリウムの輸入が再開する可能性が乏しいことから、課税期間の延長の必要性及び必然性が極めて低い旨の意見の表明¹⁵⁸があった。

中国産水酸化カリウムは、原料である塩化カリウムの産地及び品質の相違を背景として日本への輸入が消失しており、今後も日本における需要はほぼ見込まれないことから、不当廉売関税の課税が終了しても輸入が再開される可能性は乏しく、課税期間の延長の必要性及び必然性が極めて低い。

(155) 上記(154)の輸入者からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

中国産水酸化カリウムに係る原料及び品質に係る証拠は提出されていないことから、当該理由により、本邦における需要がほぼ見込まれないととの意見は単なる主張にすぎない。

また、上記「**2－1－3－3－1－1 本邦向け輸出価格**」に記載のとおり、調査対象期間において中国産水酸化カリウムの本邦に対する輸出実績はなかったものの、不当廉売関税の課税前においては、中国産水酸化カリウムの輸入は行われており、課税後の平成 28 年に中国産水酸化カリウムの輸入が減少し、平成 29 年以降輸入がないという事実は、中国産水酸化カ

¹⁵⁸ 意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア 令和 2 年 12 月 28 日）

リウムの輸入は、不当廉売関税の課税の有無により左右されることを示している。

さらには、下記「**3－3－2 原産国の異なる水酸化カリウムの間の競争状態**」で述べるとおり、原産国が異なる水酸化カリウムの間で代替性があり、競争状態が認められる。

したがって、中国産水酸化カリウムについて原料及び品質を根拠として本邦における需要がほぼ見込まれないことから、不当廉売関税の課税が終了しても輸入が再開される可能性は乏しく、課税期間の延長の必要性及び必然性が極めて低いとの意見は採用できない。

2－2－3－6 中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれの結論

(156) 以上のとおり、中国の供給者は、将来、生産能力及び生産量を増加させると予測される一方、稼働率は約80%にとどまり、相当程度の余剰生産能力を有すると予測される。また、中国国内の将来の需要量の増加は、余剰生産能力を全て吸収できるものではなく、全世界の水酸化カリウムの生産能力も需要を大幅に上回り、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない。

さらには、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることから、中国の供給者は、不当廉売関税の課税期間満了後、本邦に対して正常価格を下回る価格で輸出することが見込まれる。

(157) したがって、中国の供給者が生産する水酸化カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が再発するおそれがあるものと認められる。

2－3 韓国及び中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれの結論

(158) 以上のとおり、韓国及び中国の供給者が生産する水酸化カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれがあるものと認められた。

3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(159) 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」のとおり、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続又は再発するおそれが認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3－1 同種の貨物の検討

(160) 協定 11.3 に規定する損害の存続又は再発をもたらす可能性の決定については、協定 3 の規定を参考することとした。協定 3において、損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

- (ア) ダンピング¹⁵⁹輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の產品の価格に及ぼす影響、並びに
- (イ) ダンピング輸入が同種の產品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行うこととされている。

そこで、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の產品であることを確認するため、まず、当初調査で共通性を確認した物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性並びに貿易統計上の分類について、調査対象期間中の変更・変化の有無、及び内容について検討した。

3－1－1 物理的及び化学的特性

(161) 当初調査において、当該輸入貨物である水酸化カリウムは、無色無臭の液体品及び無臭で白色片状の固形品があり、どちらも原材料である塩化カリウムを電気分解することにより製造されることを確認した。一方、本邦産同種の貨物も、無色無臭の液体品と無臭で白色片状の固形品に大別されたことを確認した。以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していたことを確認した¹⁶⁰。

(162) 以上の当初調査において共通性を確認した物理的及び化学的特性について、本調査において、本邦生産者より、調査対象期間中における物理的及び化学的特性の変化は「無し」との回答があった。また、当該輸入貨物に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁶¹。

¹⁵⁹ 協定 2.1

¹⁶⁰ 当初調査結果報告書 3－1－1

¹⁶¹ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-6）、申請書(4-1(1))

3－1－2 製造工程

(163) 当初調査において、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の製造方法は、以下①～③のとおり、イオン交換膜法が採用されており、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していたことを確認した¹⁶²。

- ① 原材料である塩化カリウムに水を加えて電解槽で電気分解を行うと、イオン交換膜を境にしてプラス側に塩素、マイナス側に液体の水酸化カリウム及び水素が発生する。
$$(KCl + H_2O \rightarrow KOH + 1/2H_2 + 1/2Cl_2)$$
- ② 発生した水酸化カリウムを濃縮すると液体の水酸化カリウム（液体品）が製造される。
- ③ 液体の水酸化カリウムを更に濃縮し、乾燥させると固体の水酸化カリウム（固形品）が製造される。

(164) 以上の当初調査において共通性を確認した製造工程について、本調査において、本邦生産者 4 者のうち 3 者より調査対象期間中における製造工程の変化は「無し」との回答があった。「有り」と回答した 1 者は、【生産能力の変化】旨回答しており、製造工程そのものに変化は無かったことを確認した¹⁶³。一方、当該輸入貨物の製造工程に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁶⁴。

3－1－3 流通経路

(165) 当初調査において、当該輸入貨物の本邦における流通経路については、輸入者が最終ユーザーに直接販売している場合、及び国内商社等を介して最終ユーザーに販売している場合を確認した。本邦産同種の貨物についても、同様に、本邦生産者が最終ユーザーに直接販売している場合、及び国内商社等を介して最終ユーザーに販売している場合があり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していたことを確認した¹⁶⁵。

(166) 以上の当初調査において共通性を確認した当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路について、本調査において回答が得られた 13 者のうち、本邦生産者 1 者、産業上の使用者 2 者より調査対象期間中に流通経路に変化は「有り」と回答がなされたが、変化の内容は、取引している企業の変更であり、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁶⁶。

¹⁶² 当初調査結果報告書 3－1－2

¹⁶³ 本邦生産者現地調査結果報告書（東亜合成）

¹⁶⁴ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-7）、申請書（4-1(4)、別紙 7）、申請者質問状回答書（添付資料 A-4-1）

¹⁶⁵ 当初調査結果報告書 3－1－3

¹⁶⁶ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-10）、産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-3）、輸入者質問状回答書（調査項目 D-1-6）

3－1－4 價格の決定方法

(167) 当初調査において、水酸化カリウムの本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉や入札によって行われており、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の両者に違いは無いことを確認し、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格決定の方法は共通していたことを確認した¹⁶⁷。

(168) 以上の当初調査において共通性を確認した価格の決定方法について、本調査においても、購入価格は取引先との個別の交渉や入札によって決定されていることが確認され、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった¹⁶⁸。

3－1－5 用途

(169) 当初調査において、当該輸入貨物は、洗浄剤や合成樹脂、農薬、カリウム系化合物の製造、医薬品、食品添加用、化学肥料等に使用されていることを確認した。さらに、ナトリウムなどの不純物を低減したものについては液晶ディスプレイやウェハーの洗浄剤等に用いられていたことを確認した。一方、本邦産同種の貨物についても、カリ塩類原料、洗剤石鹼原料、合成樹脂、食品添加物、農薬及び医薬等に使用され、特にナトリウム等の不純物を低減したものについては電子材料や半導体製造工程等に用いられており、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していることを確認した¹⁶⁹。

(170) 以上の当初調査において確認した用途の共通性について、本調査において、本邦生産者の質問状回答書¹⁷⁰では、本邦生産者4者全てが調査対象期間中の変化は「無し」と回答しており、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書¹⁷¹からも、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

3－1－6 代替性

(171) 当初調査において、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性について、「わからない」との回答を除くと、代替性が「あり」又は「一定の条件を満たせば可能」との回答が全体の9割以上を占め、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認め

¹⁶⁷ 当初調査結果報告書 3－1－4

¹⁶⁸ 本邦生産者質問状回答書（様式C-3）、輸入者質問状回答書（調査項目C-2、C-3、C-4）

¹⁶⁹ 当初調査結果報告書 3－1－5

¹⁷⁰ 本邦生産者質問状回答書（調査項目A-6）

¹⁷¹ 輸入者質問状回答書（様式A-5-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式B-3）

られた¹⁷²。

- (172) 以上の当初調査において確認した代替性について、本調査において、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書¹⁷³では、調査対象期間中における代替性の変化は、回答を確認できた 13 者全てが「無し」と回答しており、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

3－1－7 貿易統計上の分類

- (173) 当初調査において、当該輸入貨物は、輸入統計品目番号 2815.20-000（水酸化カリウム（かせいカリ））に分類され、本邦産同種の貨物もすべて同じ統計品目番号（水酸化カリウム（かせいカリ））に分類されることを確認した¹⁷⁴。
- (174) 以上の当初調査において確認した貿易統計上の分類について、本調査において、変更・変化は認められなかった¹⁷⁵。

3－1－8 同種の貨物の検討についての結論

- (175) 上記のとおり、当初調査において共通性を確認した本邦産同種の貨物は、本調査においても、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類は共通しております、高い代替性を有していることが認められ、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。以上により、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の产品であることを確認した。

3－2 本邦の産業

- (176) 当初調査において、本邦において水酸化カリウムを生産¹⁷⁶しているのは、AGC、大阪ソーダ、東亞合成及び日本曹達の 4 者であることを確認した。これら 4 者が本邦で生産する水酸化カリウムが本邦における水酸化カリウムの総生産高となり、総生産高に占める割合は 100%であることを確認した。また、AGC、大阪ソーダ、東亞合成及び日本曹達の 4 者に

¹⁷² 当初調査結果報告書 3－1－6

¹⁷³ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-3-1）、輸入者質問状回答書（調査項目 E-3-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-3-1）

¹⁷⁴ 当初調査結果報告書 3－1－7

¹⁷⁵ 申請書(2-2)

¹⁷⁶ 当初調査においては、水酸化カリウムの生産を「原材料の塩化カリウムから電気分解を経て水酸化カリウムを生成すること」と定義した。

ついて、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はないことを確認した¹⁷⁷。また、当初申請の日の6月前の日以後同申請の日の前日まで（平成26年10月～平成27年4月）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、4者共に輸入の事実はなかった¹⁷⁸ことから、本邦の生産者に該当すると判断¹⁷⁹した。

(177) 本調査においても、「表27 本邦の産業の状況（令和元年（2019年））」のとおり、これら4者が本邦で生産する水酸化カリウムが本邦における水酸化カリウムの総生産高に占める割合は100%であり、利害関係者から提出された証拠等¹⁸⁰から、本邦における上記の生産状況に変更・変化は認められなかった。また、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、本調査においても特段の関係はないことを確認した¹⁸¹。さらに、本件課税期間の延長申請の日の6月前の日以後同申請の日の前日まで（令和2年1月7日～令和2年7月6日）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、4者共に輸入の事実はなかった¹⁸²ことから、本邦の生産者に該当すると判断した。

(178) 以上のとおり、本邦の産業は、AGC、大阪ソーダ、東亞合成及び日本曹達の4者とした。

表27 本邦の産業の状況（令和元年（2019年））¹⁸³

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
AGC	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
大阪ソーダ	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
東亞合成	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
日本曹達	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
合計	【数値】	100.0%			

(出所) 本邦生産者確認票、本邦生産者質問状回答書（様式B-1-①）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番24（様式B-1-①関係））

3－3 累積的な評価

¹⁷⁷ 当初調査結果報告書 3-2

¹⁷⁸ 当初調査結果報告書 3-2

¹⁷⁹ 政令第4条第2項

¹⁸⁰ 申請書（4-2）、本邦生産者質問状回答書（様式B-1-①）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番24（様式B-1-①関係））

¹⁸¹ 本邦生産者確認票（VIII.4.）

¹⁸² 本邦生産者質問状回答書（様式B-1-①）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番24（様式B-1-①関係））

¹⁸³ なお、表記載の数値は単位未満を四捨五入しているため、各表の合計値と実際の数値が一致しない場合がある。

(179) 複数の供給国からの当該輸入貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、協定3.3を参考に、①同時に複数の供給国が調査対象となっていること、及び②輸入產品の間の競争の状態及び輸入產品と国内の同種の產品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であることについて検討することとした。

3-3-1 当該輸入貨物の供給国

(180) 当初調査に引き続き、当該輸入貨物の供給国は韓国及び中国であり、複数の供給国が調査対象である。

3-3-2 原産国の異なる水酸化カリウムの間の競争状態

(181) 当初調査において、原産国が異なる水酸化カリウムの間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する本邦生産者質問状、輸入者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を集計したところ、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち韓国を供給国とする輸入貨物（以下「韓国産輸入貨物」という。）の間では「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が8割超あり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち中国を供給国とする輸入貨物（以下「中国産輸入貨物」という。）の間でも「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が過半数を占めており、競争状態にあることが認められた。また、韓国産輸入貨物と中国産輸入貨物の間の代替性については、「わからない」との回答を除いては、「代替可能性なし」との回答は極めて限定的であり、「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が多数を占めていることから、これらの水酸化カリウムの間で競争状態にあることが認められた。「条件付きで代替可能」との回答における条件の内容としては、顧客が指定した純度や品質水準などの仕様を達成していること等が挙げられていた。当該輸入貨物の供給者及び本邦の生産者の双方が、顧客の仕様に応じて純度等の調整を行った製品展開をしていることから、原産国間の代替性を否定するものではないことが認められた。

なお、実際に同一の用途に用いる水酸化カリウムを複数の原産国から購入している産業上の使用者が、その代替性について肯定的な回答をしていることからも、これらの水酸化カリウムの間で競争状態にあることが認められた¹⁸⁴。

(182) 以上のとおり、当初調査において、原産国が異なる水酸化カリウムの間には代替性があり、競争状態にあると認められた。本調査において、本邦生産者、輸入者、及び産業上の使用者のうち回答を確認できた13者全てが、調査対象期間中における原産国が異なる場合の代替可能性の変化の有無を「無」と回答しており¹⁸⁵、競争状態に関して変化がないことを確

¹⁸⁴ 当初調査結果報告書 3-3-2-4

¹⁸⁵ 本邦生産者質問状回答書（調査項目E-3-1）、輸入者質問状回答書（調査項目E-3-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目D-3-1）

認し、原産国が異なる水酸化カリウム間で依然として代替性があり、競争状態にあることが認められた。

3－3－3 累積的な評価についての結論

(183) 以上により、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価¹⁸⁶することが適當と判断した。

3－4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3－4－1 当該輸入貨物の輸入量

(184) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、「表 28 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、平成 27 年の 29,865MT をピークに、平成 28 年は 16,581MT（対前年比 44.5%減）、平成 29 年は 9,095MT（対前年比 45.1%減）、平成 30 年は 8,271MT（対前年比 9.1%減）と減少を続けたが、令和元年は 10,440MT（対前年比 26.2%増）と増加に転じた。また、総輸入量に占める当該輸入貨物の割合は、平成 27 年の 97.7%をピークに減少を続けたが、平成 28 年に不当廉売関税の課税が開始¹⁸⁷された後も平成 29 年は 72.0%、平成 30 年は 77.0%、令和元年は 68.2%と高い水準を保ち続けた。

なお、当該輸入貨物の輸入形態については、「表 29 当該輸入貨物の輸入量の内訳(固形、液体)」のとおり、輸入量に占める液体の割合が高く、調査対象期間を通じて輸入量の 72.7%～90.6%を占めていた。

¹⁸⁶ 協定 3.3

¹⁸⁷ 暫定措置：平成 28 年 4 月 9 日から同年 8 月 8 日まで、確定措置：平成 28 年 8 月 9 日から平成 33 年 8 月 8 日まで

表 28 当該輸入貨物の輸入量

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物の輸入量 (合計)	輸入量(MT)	29,865	16,581	9,095	8,271	10,440
	対総輸入量	97.7%	90.8%	72.0%	77.0%	68.2%
当該輸入貨物の輸入量(韓国)	輸入量(MT)	29,775	16,559	9,095	8,271	10,440
	対総輸入量	97.4%	90.7%	72.0%	77.0%	68.2%
当該輸入貨物の輸入量(中国)	輸入量(MT)	90	22	—	—	—
	対総輸入量	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	700	1,672	3,533	2,472	4,875
	対総輸入量	2.3%	9.2%	28.0%	23.0%	31.8%
米国からの輸入量	輸入量(MT)	3	1,020	2,986	2,033	4,071
	対総輸入量	0.0%	5.6%	23.6%	18.9%	26.6%
総輸入量(MT)		30,565	18,253	12,627	10,743	15,315

(出所) 財務省貿易統計

(注 1) 実数量にて算出している。

(注 2) 第三国・地域の数字は、米国、台湾、スウェーデン、インド、イス等の合計値である。

表 29 当該輸入貨物の輸入量の内訳(固形、液体)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物の輸入量 (合計)	輸入量(MT)	29,865	16,581	9,095	8,271	10,440
うち液体	輸入量(MT)	27,050	14,395	7,193	6,016	8,216
	対当該輸入貨物の輸入量	90.6%	86.8%	79.1%	72.7%	78.7%
総輸入量(MT)		30,565	18,253	12,627	10,743	15,315

(出所) 財務省貿易統計。液体は、液体品の受入れタンクがある川崎、尼崎、広島、竹原港の数値を液体品の輸入とみなした推計値である。

(185) 当該輸入貨物の輸入量が平成 27 年から平成 30 年にかけて減少した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、「表 30 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成 28 年は対前年比 9 ポイント増、平成 29 年は対前年比 11 ポイント増、平成 30 年は対前年比 7 ポイント増と堅調に増加した。当該輸入貨物の輸入量が増加(対前年比 7 ポイント増)した令和元年には、本邦産同種の貨物の販売量は、対前年比で 1 ポイント増にとどまった。

表 30 本邦産同種の貨物の販売量の変化

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
本邦産同種の貨物の販売量(固形MT)(国内販売量)	【100】	【109】	【120】	【127】	【128】	

(出所) 本邦生産者質問状回答書(様式 B-1-①)、本邦生産者質問状不備改め版回答書(様式 B-1-①)

及び本邦生産者現地調査提出資料(通番 24(様式 B-1-①関係))

(注 1) 本邦産同種の貨物の販売量には、本邦生産者間の取引は含まれない。

(注 2) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指数である。

(186) 当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国から輸入した同種の貨物（以下「第三国産同種の貨物」という。）の本邦市場における消費の相対的な変化を見ると、「**表 31 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移**」のとおり、需要量は調査対象期間全体を通じて緩やかに上昇し、14 ポイント上昇した。これは、「**3-5-4 販売及び市場占拠率**」で分析するとおり、本邦産同種の貨物の国内販売量の増加と同様の推移を示していた。

当該輸入貨物の市場占拠率は、当該輸入貨物の輸入量の大幅な減少を受け、平成 27 年をピークに平成 30 年までに 75 ポイント減少したが、令和元年に輸入量が増加に転じたことにより、対前年比 6 ポイント上昇した。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、当該輸入貨物の輸入量の減少により、平成 30 年まで緩やかに 13 ポイント上昇したが、令和元年には調査対象貨物に一部販売シェアが移ったため¹⁸⁸、対前年比 2 ポイント低下した。

表 31 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物の市場占拠率	【100】	【54】	【28】	【25】	【31】
本邦産同種の貨物の市場占拠率	【100】	【108】	【112】	【113】	【111】
第三国産同種の貨物の市場占拠率	【100】	【234】	【471】	【319】	【612】
需要量 (MT)	【100】	【102】	【107】	【111】	【114】

(出所) 財務省貿易統計及び本邦生産者質問状回答書（様式 B-1-②）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-②）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 24（様式 B-1-②関係））

(注 1) 当該輸入貨物の市場占拠率 (%) = 当該輸入貨物の輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 2) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 3) 第三国産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (総輸入量 (MT) - 当該輸入貨物の輸入量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 4) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 総輸入量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)

(注 5) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指数である。

(注 6) 実数量にて算出している。

3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

¹⁸⁸ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 F-2-2）

(187) 今回回答が得られた輸入者の、当該輸入貨物の総輸入量に占める輸入割合は調査対象期間中約【数値】%¹⁸⁹と少なく、上記「3－4－1 当該輸入貨物の輸入量」に記載のとおり、総輸入量の約7割～9割を占める液体品において、当該輸入者の輸送形態は、コストが低いケミカルタンカーではなく、コストの高いドラム缶による取引が【数値】%¹⁹⁰であることを確認した¹⁹¹。液体品を大量に輸入する場合には、ケミカルタンカーを使う方が合理的であると考えられるところ、当局は、輸入者の販売単価が代表性のあるものかを確認するため、財務省貿易統計を用いて輸入単価を算出¹⁹²した。その結果、1kg当たりの単価は87円～123円（液体品及び固形品の加重平均価格）で、今回回答が得られた輸入者の販売単価【数値】円¹⁹³を大きく下回っていることを確認した。したがって今回回答が得られた輸入者の販売単価は代表性がないと判断し、当該輸入貨物の国内販売価格は、財務省貿易統計を使用して算出することとした。

(188) 販売価格の比較においては、液体品（固形換算）と固形品は価格が大きく異なることから、液体品と固形品に分けて分析を行った。まず液体品については、「表32 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体品）」のとおり、当該輸入貨物は、平成28年は対前年比30ポイント上昇、平成29年は対前年比2ポイント上昇、以降、横ばいであった。平成28年に価格が上昇しているのは、平成28年4月以降、不当廉売関税分を反映したためである。本邦産同種の貨物は、平成28年に対前年比2ポイント減少、平成29年に対前年比2ポイント減少、以降、横ばいであった。

このとおり、本邦産同種の貨物の販売価格は、平成28年及び平成29年に若干減少しているものの、「3－5－13 国内価格に影響を及ぼす要因」で述べるとおり、同時期に製造原価が下落する状況においても、それと同等又はそれ以上に販売価格を大きく下げることなく販売を維持することが可能となり、営業利益を確保できていたことを確認した¹⁹⁴。すなわち、不当廉売関税の賦課により、当初調査において確認されていたような価格の引き下げ圧力から解放され、営業利益を回復させる価格設定が一定程度可能となったことが認められた¹⁹⁵。

他方で、平成30年以降は、後述の「表48 本邦の産業の主な原材料に係る使用額の推移」のとおり、水酸化カリウムの主原料である塩化カリウムの価格が上昇傾向にあったことから、本邦の産業は価格改定を試みたものの、当該輸入貨物の価格を引き合いに値上げ額の減額を要求され、販売量を維持するために原材料価格の上昇を販売価格に転嫁できなかつ

189 輸入者質問状不備改め版回答書（様式B-1-②）及び調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

190 残る【数量】%は、「1490kg IBCコンテナー」による取引であるが、ドラム缶同様に輸送コストが高いことを確認した。

191 輸入者質問状不備改め版回答書（様式D-2・D-3）

192 財務省貿易統計により得られた輸入価格に一般関税額及び不当廉売関税額を加算して算出した。

193 輸入者質問状回答書（様式C-1）

194 本邦生産者質問状回答書（調査項目G-2-3-3）

195 なお、平成28年及び平成29年に本邦産同種の貨物の販売価格が下落した要因としては、【販売価格下落の要因】したこととも一因として挙げられる（本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目G-2-3-3））。

た事実を確認した¹⁹⁶。さらに、不当廉売関税の影響により平成 28 年以降は当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格差は縮小しているものの、当該輸入貨物の輸入価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【数値】%下回っており、調査対象期間を通じてプライスアンダーカッティングが認められた。

表 32 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体品）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物(円／固形kg)	【100】	【130】	【132】	【132】	【132】
	77	100	101	101	101
韓国	【100】	【130】	【132】	【132】	【132】
	77	100	101	101	101
中国	【100】	—	—	—	—
	0	0	0	0	0
本邦産同種の貨物 (円／固形kg)	【100】	【98】	【96】	【96】	【96】
価格比	【65-80】%	【80-95】%	【80-95】%	【85-100】%	【85-100】%
韓国	【65-80】%	【80-95】%	【80-95】%	【85-100】%	【85-100】%
中国	—	—	—	—	—

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 C-1）及び財務省貿易統計

(注 1) 当該輸入貨物（円／固形 kg）＝財務省貿易統計から算定した液体品の韓国及び中国産輸入額（円）÷財務省貿易統計から算定した液体品（固形換算）数量（kg）+不当廉売関税額（平成 28 年 4 月以降）+一般関税額（中国は平成 31 年 3 月まで特惠税率が適用されているため除く）

(注 2) 本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し¹⁹⁷価格を使用した。

(注 3) 価格比（%）＝当該輸入貨物（円／固形 kg）／本邦産同種の貨物（円／固形 kg）×100

(注 4) 本邦産同種の貨物（円／固形 kg）及び当該輸入貨物（円／固形 kg）欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格比については、【】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を示している。

(注 5) 液体品の輸入数量は、液体品の受け入れタンクがある川崎、尼崎、広島、竹原港の数値を液体品の輸入とみなした推計値である。

(189) 固形品については、「**表 33 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（固形品）**」のとおり、当該輸入貨物の輸入価格は、平成 28 年は対前年比 26 ポイン

¹⁹⁶ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び添付資料 F-1-3）

¹⁹⁷ 「工場渡し」とは、販売者の工場（又は倉庫等）で購入者に貨物を受け渡し、購入者が受渡し後の運賃等を負担する場合をいう。

ト上昇、平成 29 年は対前年比 6 ポイント下落、平成 30 年は対前年比 7 ポイント下落、令和元年は対前年比 9 ポイント下落した。一方、本邦産同種の貨物の販売価格は、平成 28 年は対前年比 3 ポイント下落、平成 29 年は対前年比 2 ポイント下落、平成 30 年は対前年比 2 ポイント下落、令和元年は横ばいとなった。

固形品についても、調査対象期間中、当該輸入貨物の輸入価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【数値】% 下回っており、液体品と同様に、調査対象期間を通じてプライスアンダーカッティングが認められた。このため、「**3-5-13 国内価格に影響を及ぼす要因**」のとおり、平成 30 年以降に主原料である塩化カリウムの価格が高騰し価格改定を試みているものの、製造原価の上昇分を価格に転嫁できていないことを確認した¹⁹⁸。

表 33 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（固形品）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物(円／kg)	【100】	【126】	【120】	【113】	【104】
	133	168	160	151	138
韓国	【100】	【126】	【121】	【114】	【105】
	132	167	160	151	138
中国	【100】	【142】	—	—	—
	170	241	0	0	0
本邦産同種の貨物 (円／kg)	【100】	【97】	【95】	【93】	【93】
価格比	【60-75】%	【75-90】%	【75-90】%	【70-85】%	【60-75】%
韓国	【60-75】%	【75-90】%	【75-90】%	【70-85】%	【60-75】%
中国	【75-90】%	【85-100】%	—	—	—

(出所)「**表 32 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(液体品)**」と同様

(注 1) 当該輸入貨物(円／kg) = 財務省貿易統計から算定した固形品の韓国及び中国産輸入額(円) ÷ 財務省貿易統計から算定した固形品数量(kg) + 不当廉売関税額(平成 28 年 4 月以降) + 一般関税額(中国は平成 31 年 3 月まで特惠税率が適用されているため除く)

(注 2) 本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

(注 3) 価格比(%) = 当該輸入貨物(円／kg) / 本邦産同種の貨物(円／kg) × 100

(注 4) 本邦産同種の貨物(円／kg) 及び当該輸入貨物(円／kg) 欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格比については、【】内において実際の数値(%)を含む一定の範囲を示している。

¹⁹⁸ 本邦生産者質問状回答書(調査項目 F-1-2 及び添付資料 F-1-3) 及び本邦生産者現地調査結果報告書(東亞合組)

3-4-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に関する証拠の提出及び意見の表明

(190) 供給者である UNID より、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」及び「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」に関して、次のとおり意見の表明¹⁹⁹があった。

- (ア) 韓国産水酸化カリウムの輸入量は、不当廉売関税の賦課以降、一定の数量を維持しており、同関税の賦課により急減したという現象はみられていない。このことは、不当廉売関税の有無とは別の要因によって本邦の生産量等が変動していることを裏付けるものである。日本の市場全体でみても、2016年から2019年までの韓国産水酸化カリウムのシェアは低い値にとどまっており、この程度のシェアでは本邦の産業に損害を与えることはできない。
- (イ) 本邦に輸入されている米国産水酸化カリウムの量は増加しており、価格も下落傾向にある。調査当局は、米国産水酸化カリウムが本邦の産業に損害を与えていた可能性についても考慮しなければならない。

(191) 上記(190)の意見について検討すると、まず(ア)の点については、「表 28 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、韓国産水酸化カリウムの輸入量は、不当廉売関税賦課前の平成27年比で調査対象期間の最終年である令和元年には60%以上の減少となっており、まさに不当廉売関税の賦課によって急減したものと評価できる。このことは、むしろ、不当廉売関税を撤廃すれば当該輸入貨物の輸入量が再び増加するおそれを示唆するものである。

また、(イ)の点についても、確かに、米国産水酸化カリウムについては、「表 28 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、輸入量が平成28年に大幅に増加して以降、調査対象期間中は増加傾向となっているものの、市場占拠率は依然として当該輸入貨物の市場占拠率の半分以下にとどまっている。また、価格についてみても、「表 34 当該輸入貨物と米国産同種の貨物の輸入価格」のとおり、米国産水酸化カリウムの輸入価格は、翌平成28年比で約0.3%程度のごく少量の輸入しかなかった平成27年は著しく高いが、平成28年以後も液体品・固形品のいずれについても、当該輸入貨物の価格と比較して高価であった。産業上の使用者が水酸化カリウムの購入にあたり価格を最も重視している²⁰⁰こと、及び調査対象期間を通じて当該輸入貨物より米国産水酸化カリウムが高価であることを踏まえると、調査対象期間における米国産水酸化カリウムの輸入量の増加は、当該輸入貨物が本邦の産業の損害に影響を与えるおそれを否定するものではない。

以上より、UNID の上記意見はいずれも認められない。

¹⁹⁹ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

²⁰⁰ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-4-1）、輸入者質問状回答書（調査項目 E-4-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4-1）

表 34 当該輸入貨物と米国産同種の貨物の輸入価格

	品種	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
当該輸入貨物(円／固形kg)	液体	77	100	101	101	101
米国産同種の貨物 (円／固形kg)		4,253	140	118	110	103
価格比		5552.2%	140.8%	116.1%	108.0%	101.9%
当該輸入貨物(円／kg)	固体	133	168	160	151	138
米国産同種の貨物 (円／kg)		23,689	527	265	237	725
価格比		17805.5%	314.2%	165.8%	157.0%	524.6%

(出所)「表 32 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(液体品)」
と同様

(注 1) 当該輸入貨物 (円／固形 kg) = 財務省貿易統計から算定した液体品又は固形品の韓国及び中國産輸入額 (円) ÷ 財務省貿易統計から算定した液体品又は固形品数量 (固形 kg) + 不当廉売関税額 (平成 28 年 4 月以降) + 一般関税額 (中国は平成 31 年 3 月まで特惠税率が適用されているため除く)

(注 2) 米国産同種の貨物 (円／固形 kg) = 財務省貿易統計から算定した液体品又は固形品の米国産輸入額 (円) ÷ 財務省貿易統計から算定した液体品又は固形品数量 (固形 kg) + 一般関税額

(注 3) 米国産同種の貨物の液体品の数量は、米国産液体品の受け入れタンクがある横浜港の数値を液体品の輸入とみなした推計値である。

3－4－4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(192) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成 27 年をピークに平成 30 年まで減少しており、この間、本邦産同種の貨物の国内販売量は増加した。令和元年には、当該輸入貨物の輸入量が増加した一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量はほぼ横ばいとなった。

当該輸入貨物の輸入価格は、不当廉売関税の影響により大幅に上昇したものの、液体品と固形品を分けて分析したところ、本邦産同種の貨物の国内販売価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。その結果、本邦の産業は平成 27 年から平成 29 年にかけての製造原価下落局面では、製造原価の下落と同等又はそれ以上に販売価格を大きく下げることなく販売を維持することができたものの、平成 30 年以降の製造原価が上昇した局面において、販売価格の上昇が妨げられていたことが認められた。

3－5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(193) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に關係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要

因又は不当廉売価格差の大きさを含む。)について評価^{201,202}した。

- (194) なお、水酸化カリウムは炭酸カリウムの原材料でもあるところ、当初調査においては、炭酸カリウムが、経理上、水酸化カリウムとは別に生産、販売及び在庫等の計画及び管理がされており、炭酸カリウム用に製造した水酸化カリウムを水酸化カリウム製品の在庫量等に計上することではなく、炭酸カリウムの製造は水酸化カリウムの在庫量等に影響しないことを確認した。そのため、当初調査では、炭酸カリウム用に生産される水酸化カリウムを除き、製品として出荷可能な状態の水酸化カリウムを自社内で消費した場合を自家消費と定義した。当該自家消費の数量は、当初調査の調査対象期間を通じて1割程度と少ないが、国内産業の状態に関するすべての経済的な要因及び指標の評価を行う際、国内販売量及び国内販売額をその対象としている場合には、自家消費の数量及び金額の合計値についても評価対象とすることとした²⁰³。本調査においても、状況の変化²⁰⁴が見られないことから、当初調査同様の定義及び評価対象とした。

3－5－1 生産高（生産量）

- (195) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表35 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、不当廉売関税に係る課税措置が開始された平成28年は対前年比10ポイント増、平成29年は対前年比11ポイント増、平成30年は対前年比3ポイント増と堅調に増加したが、令和元年は対前年比1ポイント増にとどまった。

201 協定3.4

202 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

203 当初調査結果報告書 3－5

204 本邦生産者質問状回答書（調査項目A-4-2）

表 35 本邦の産業の生産量の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
生産量(固形MT)	【100】	【110】	【121】	【124】	【125】
期首在庫量(固形MT)	【100】	【79】	【76】	【82】	【85】
国内販売量(固形MT)	【100】	【109】	【120】	【127】	【128】
自家消費量(固形MT)	【100】	【117】	【117】	【108】	【105】
輸出量(固形MT)	【100】	【69】	【63】	【58】	【37】
期末在庫量(固形MT)	【100】	【96】	【104】	【107】	【128】

(出所) 本邦生産者質問状回答書(様式B-1-①)、本邦生産者質問状不備改め版回答書(様式B-1-①)

及び本邦生産者現地調査提出資料(通番24(様式B-1-①関係))

(注) 各欄の【 】は、平成27年を100とする指標である。

3-5-2 生産能力・操業度(稼働率)

(196) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度(稼働率)は、「**表36 本邦の産業の稼働率の推移**」のとおり、平成28年は対前年比7ポイント増、平成29年は対前年比14ポイント増、平成30年は対前年比3ポイント減、令和元年は対前年比8ポイント増であり、調査対象期間中、50%超で推移した。当該操業度(稼働率)は、生産量の増加傾向とほぼ同様の動きを示したが、本邦生産者の1者が【生産能力変動の理由】²⁰⁵、生産能力が増加し、結果、稼働率が減少した。

表 36 本邦の産業の稼働率の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
生産量(固形MT)	【100】	【110】	【121】	【124】	【125】
生産能力(固形MT)	【100】	【103】	【100】	【105】	【99】
稼働率	【100】	【107】	【121】	【118】	【126】

²⁰⁵ 本邦生産者現地調査結果報告書(東亜合成)

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 24（様式 B-1-①関係））
(注 1) 稼働率（%）＝生産量（固形 MT）／生産能力（固形 MT／年）
(注 2) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。

3-5-3 在庫

(197) 本邦の産業の調査対象期間中の各年の期末在庫量は、「表 37 本邦の産業の在庫の推移」のとおりであった。平成 28 年は「表 38 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」に示す国内販売量の増加により対前年比 4 ポイント減少したが、それ以降は生産量の増加及び当初想定した国内販売量を確保できなかった²⁰⁶ことから、平成 29 年は対前年比 8 ポイント増、平成 30 年は対前年比 3 ポイント増、令和元年は対前年比 21 ポイント増となり、調査対象期間全体としては大幅に増加した。

在庫率は、平成 27 年から平成 29 年にかけて減少し、平成 30 年に横ばいで推移した後、令和元年は、減少傾向にあった調査対象貨物の輸入量が増加に転じたこともあり、国内販売量がほぼ横ばいとなった結果、対前年比 16 ポイントの上昇となった。これは、当該輸入貨物の影響により国内販売量が予想を下回った影響によるものである²⁰⁷。

表 37 本邦の産業の在庫の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
在庫量（固形MT）	【100】	【96】	【104】	【107】	【128】
在庫率	【100】	【87】	【86】	【86】	【102】
生産量（固形MT）	【100】	【110】	【121】	【124】	【125】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 24（様式 B-1-①関係））
(注 1) 在庫率（%）＝本邦産同種の貨物の期末在庫量（固形 MT）／本邦産同種の貨物の生産量（固形 MT）
(注 2) 各欄の【】は平成 27 年を 100 とする指標である。

3-5-4 販売及び市場占拠率

(198) 調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」で分析したとおり、当該輸入貨物の輸入が平成 30 年まで減少し続ける一方で、「表 38 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとお

²⁰⁶ 本邦生産者現地調査結果報告書（AGC 及び東亞合成）

²⁰⁷ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 F-2-2）

り、平成 28 年は対前年比 10 ポイント増、平成 29 年は対前年比 10 ポイント増、平成 30 年は対前年比 8 ポイント増と上昇し続けたが、令和元年に当該輸入貨物の輸入量が対前年比増加に転じたため、令和元年は対前年比 1 ポイント増にとどまった。

- (199) 本邦産同種の貨物の市場占拠率は、不当廉売関税に係る課税措置が年の途中で開始された平成 28 年は対前年比 8 ポイント増、平成 29 年は対前年比 4 ポイント増と堅調に推移したが、平成 30 年は対前年比 1 ポイント増と横ばい、令和元年は当該輸入貨物の輸入量の増加を受け、対前年比 2 ポイント減少した。一方、当該輸入貨物の市場占拠率は、「**表 31 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移**」で分析したとおり、当該輸入貨物の輸入量の減少及び本邦産の国内販売量の増加を受け、平成 30 年にかけて減少したが、令和元年に当該輸入貨物の輸入量の増加を受け 6 ポイント上昇した。

表 38 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
国内販売量 (MT)	【100】	【110】	【120】	【128】	【129】
自家消費量 (MT)	【100】	【117】	【117】	【108】	【105】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【108】	【112】	【113】	【111】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答（様式 B-1-②）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-②）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 24（様式 B-1-②関係））

(注 1) 各欄の【 】は、平成 27 年を 100 とする指数

(注 2) 本邦産同種の貨物の販売量には、本邦生産者間の取引は含まれない。

(注 3) 実数量で算出した。

(注 4) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT) / 需要量 (MT) ×100

3－5－5 利潤

- (200) 本邦の産業の売上高は、「**表 39 本邦の産業の利潤の推移**」のとおり、不当廉売関税に係る課税措置の開始により調査対象貨物の輸入量が大幅に減少する中で本邦産同種の貨物の国内販売量が増加した結果、平成 28 年は対前年比 7 ポイント増、平成 29 年は対前年比 7 ポイント増、平成 30 年は対前年比 5 ポイント増、令和元年は対前年比 4 ポイント増加し調査対象期間を通じて上昇し続けた。

売上総利益については、平成 28 年は対前年比 36 ポイント増、平成 29 年は対前年比 29 ポイント増となり大幅に増加したが、平成 30 年より減少に転じ、対前年比 18 ポイント減、令和元年は対前年比 17 ポイント減少した。これは、「**3－4－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で分析したとおり、不当廉売関税の課税措置

が開始された平成 28 年から平成 29 年にかけては、原材料価格が下落する中で利益の確保が可能な価格設定をすることができたが、その後、平成 30 年に主原料の塩化カリウムの価格が上昇する中で、当該輸入貨物の影響によりその上昇分を販売価格に転嫁できず、この結果、平成 30 年及び令和元年の本邦の産業の属する化学工業全体の売上高総利益率の平均は 32.3%～32.8%²⁰⁸のところ、本邦の産業の売上高総利益率は【数値】%とこれを下回っており、本来得ることができる利益を確保できなかつたことを反映している。

営業利益については、売上総利益と同様の増減傾向を示しており、平成 28 年は対前年比 79 ポイント増、平成 29 年は対前年比 57 ポイント増加したが、平成 30 年は対前年比 45 ポイント減、令和元年は 68 ポイント減と大幅に減少した。

表 39 本邦の産業の利潤の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
売上高（百万円）	【100】	【107】	【114】	【119】	【123】
売上総利益（百万円）	【100】	【136】	【165】	【147】	【130】
営業利益（百万円）	【100】	【179】	【236】	【191】	【123】
売上高総利益率	【100】	【127】	【144】	【124】	【106】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 G-2-2）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 43（様式 G-2-2 関係））

(注 1) 売上高（百万円）＝国内販売額＋自家消費額

(注 2) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。

3－5－6 投資及び投資収益

(201) 設備投資額は、「表 40 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 28 年は対前年比 20 ポイント増加、平成 29 年は対前年比で大幅に増加した後、平成 30 年は平成 28 年を下回る水準にまで減少し、令和元年は対前年比 113 ポイント増加した。平成 29 年に設備投資額が大幅に増加したのは、【設備投資の内容】等、事業を継続するための投資が行われていたためであることを確認した²⁰⁹。また、令和元年に設備投資が増加したのは、【設備投資の内容】等、事業継続のために最低限必要な投資であったためであることを確認した²¹⁰。

²⁰⁸ 調査当局が収集及び分析した証拠「財務省法人企業統計調査」

²⁰⁹ 本邦生産者現地調査結果報告書（東亞合成）

²¹⁰ 本邦生産者現地調査結果報告書（AGC）

表 40 本邦の産業の設備投資額の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
設備投資額（百万円）	【100】	【120】	【773】	【112】	【225】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 G-4-1）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 G-4-1）

及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 10）

(注) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指数である。

(202) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資收益率により分析したところ、「**表 41 本邦の産業の設備投資收益率の推移**」に示したとおりであった。上記「**3－5－5 利潤**」で分析したとおり、営業利益が平成 29 年まで大幅に増加したため、本邦の産業の投資收益率は、平成 28 年は、帳簿価額ベースでは対前年比 65 ポイント増加、また取得原価ベースでは 74 ポイント増加したが、上記(201)で述べたとおり平成 29 年は設備投資額の増加により帳簿価額ベースで対前年比 73 ポイント減、取得原価ベースで 7 ポイント増となった。平成 30 年以降は営業利益の減少により、帳簿価額ベースでは平成 30 年は対前年比 13 ポイント減、令和元年は対前年比 30 ポイント減となった。取得原価ベースでは、平成 30 年は対前年比 7 ポイント減、令和元年は対前年比 64 ポイント減となった。

表 41 本邦の産業の設備投資收益率の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
投資收益率					
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【165】	【92】	【79】	【49】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【174】	【181】	【174】	【110】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 G-2-2、様式 G-4-2）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 G-2-2、様式 G-4-2）

(注) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指数である。

3－5－7 資金流出入（キャッシュフロー）

(203) 本邦の産業のキャッシュフローは、「**表 42 本邦の産業のキャッシュフローの推移**」のとおり、不当廉売関税に係る課税措置が年の途中で開始された平成 28 年は、営業利益の大幅な増加により、対前年比 122 ポイント増加した。平成 29 年以降は増減を繰り返し、令和元年には平成 27 年比で 8 ポイントの増加となった。平成 29 年の大幅な減少は主に棚卸資産の推移を反映していた²¹¹。令和元年は、主に営業利益の減少により対前年比 83 ポイント減と大きく減少した。

²¹¹ 本邦生産者質問状不備改め版回答書（添付資料 G-2-5-1）

表 42 本邦の産業のキャッシュフローの推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
営業活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【222】	【174】	【191】	【108】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 G-3-2）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 G-3-2）

(注) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。

3-5-8 資本調達能力

(204) 本邦の産業の水酸化カリウム事業に関する資本調達能力について、本邦の生産者の回答からは、悪影響があった事実は確認できなかった²¹²。

3-5-9 雇用

(205) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 43 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、平成 28 年は対前年比 3 ポイント増加、平成 29 年は対前年比 3 ポイント増加、平成 30 年は対前年比 3 ポイント減少、令和元年は対前年比 3 ポイント減少しており、調査対象期間全体を通じて増減を繰り返したが横ばいであった。増減の理由は定期人事異動、部署内担当業務変更による工数変更および新入社員採用によるものであったことを確認した²¹³。

なお、不当廉売関税の課税措置による雇用への影響を確認したところ、影響を及ぼしている旨の回答は無かった²¹⁴。

表 43 本邦の産業の平均雇用人数の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
平均雇用人数（人）	【100】	【103】	【106】	【103】	【100】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 24（様式 B-1-①関係））

(注) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。

3-5-10 賃金

²¹² 本邦生産者質問状回答書（調査項目 G-7-3）

²¹³ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 B-5）

²¹⁴ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 B-6）

(206) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）は、「**表 44 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移**」のとおり、平成 28 年は対前年比 1 ポイント増、平成 29 年は対前年比 3 ポイント増加したが、平成 30 年は対前年比 1 ポイント減少し、令和元年は対前年比 6 ポイント増加した。上記「**3-5-1 生産高（生産量）**」で述べたとおり生産量が増加したことを反映し、本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金も調査対象期間全体としては増加傾向となった。

なお、不当廉売関税の課税措置による賃金への影響を確認したところ、影響を及ぼしている旨の回答は無かった²¹⁵。

表 44 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【101】	【104】	【103】	【109】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 24（様式 B-1-①関係））

(注) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指数である。

3-5-1-1 生産性

(207) 本邦の産業の生産性は、「**表 45 本邦の産業の生産性の推移**」のとおりであった。本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性については、上記「**3-5-1 生産高（生産量）**」で分析したとおり生産量が増加した一方で、上記「**3-5-9 雇用**」で分析したとおり、平均雇用人数は調査対象期間を通じてほぼ横ばいであったことから、調査対象期間を通じて増加した。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「**3-5-4 販売及び市場占拠率**」において分析したとおり本邦産同種の貨物の販売量の増加が認められ、これが主な要因で上記「**3-5-5 利潤**」で述べたとおり売上高も増加したため、調査対象期間を通じて増加した。

表 45 本邦の産業の生産性の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
物的生産性（固形MT／人）	【100】	【107】	【113】	【121】	【125】
価値生産性（千円／人）	【100】	【104】	【109】	【117】	【125】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 B-1-①）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 24（様式 B-1-①関係））

(注 1) 物的生産性（固形 MT／人）＝総生産量（固形 MT）／平均雇用人数（人）

(注 2) 価値生産性（千円／人）＝（国内販売額+自家消費額）／平均雇用人数（人）

²¹⁵ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 B-6）

(注3) 平均雇用人数は、「**表43 本邦の産業の平均雇用人数の推移**」の数値を使用した。

(注4) 各欄の【】は、平成27年を100とする指数である。

3-5-12 成長

(208) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、「**表46 本邦の産業の研究開発費の推移**」のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、調査対象期間中、カリ改良研究が継続的に行われていたほか、平成28年以降に研究開発費が増加している要因として、【研究開発の内容】が行われており、事業の継続を前提とした研究開発が行われていたことを確認した²¹⁶。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「**3-5-6 投資及び投資収益**」で分析したとおり、既存設備の更新等、事業継続のために最低限必要な投資に限られており²¹⁷、総じて低調であった。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

表46 本邦の産業の研究開発費の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
研究開発費（百万円）	【100】	【231】	【242】	【201】	【192】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式G-5）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式G-5）

(注) 各欄の【】は、平成27年を100とする指数である。

3-5-13 国内価格に影響を及ぼす要因

(209) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

(210) 本邦産同種の貨物の1kg当たりの製造原価と国内販売価格は、「**表47 本邦の産業の1kg当たりの製造原価と国内販売価格の推移**」のとおりであった。

製造原価は、平成27年から平成29年にかけて19ポイント減少したが、平成30年は対前年比6ポイント増と増加に転じ、令和元年は対前年比9ポイント増加した。内訳をみると原材料費が製造コストの約【数値】割を占めており、原材料費の増減と同様の推移をしていた。

国内販売価格は、平成27年から平成30年にかけて5ポイント減少し、令和元年に対前

²¹⁶ 本邦生産者現地調査結果報告書（東亞合成）

²¹⁷ 本邦生産者質問状回答書（様式G-4-1）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式G-4-1）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番10）

年比 3 ポイント増加した。製造原価の推移と合わせて分析すると、製造原価が増加に転じた平成 30 年にも国内販売価格は低下しており、また、令和元年の販売価格は上昇したものとの、製造原価の増加幅が販売価格の増加幅を上回っていることを確認した。これは、上記「**3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で分析したとおり、当該輸入貨物の影響により製造原価増加分を販売価格に転嫁できなかったためであり、その結果、上記「**3-5-5 利潤**」のとおり、本邦の産業は十分な利益を確保することができなかつたと認められる。

表 47 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
製造原価合計（円／固形kg）	【100】	【87】	【81】	【87】	【96】
原材料費（円／固形kg）	【100】	【88】	【84】	【88】	【95】
労務費（円／固形kg）	【100】	【80】	【67】	【63】	【72】
経費（円／固形kg）	【100】	【80】	【66】	【83】	【102】
国内販売価格（円／固形kg）	【100】	【98】	【96】	【95】	【98】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1、様式 G-2-2、様式 G-2-4）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 C-1、様式 G-2-4）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 43（様式 G-2-2 関係））

(注 1) 単位当たりの製造原価合計（円／固形 kg）＝国内向け製造原価（円）／国内向け生産量（固形 kg）

(注 2) 単位当たりの労務費（円／固形 kg）＝労務費（円）／国内向け生産量（固形 kg）

(注 3) 単位当たりの経費（円／固形 kg）＝経費（円）／国内向け生産量（固形 kg）

(注 4) 各欄の【 】は、平成 27 年を 100 とする指数である。

(211) 次に、平成 30 年以降、原材料費を上昇させた要因について検討すると、「**表 48 本邦の産業の主な原材料に係る使用額の推移**」のとおり、製造原価の【数値】割を占める原材料費のうち、主な原材料である塩化カリウムの価格が平成 29 年から令和元年にかけて 1 固形 kg 当たり 13 ポイント上昇しており、製造原価を上昇させた主な要因であった。

表 48 本邦の産業の主な原材料に係る使用額の推移

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
塩化カリウム	単価(円／kg)	【100】	【83】	【76】	【80】	【89】
	構成割合	【100】	【98】	【92】	【92】	【93】
電解電力	単価(円／kwh)	【100】	【82】	【94】	【102】	【106】
	構成割合	【100】	【105】	【131】	【130】	【125】
副材料	単価(円／kg)	—	—	—	—	—
	構成割合	0%	0%	0%	0%	0%
燃料	単価(円／ℓ)	【100】	【71】	【83】	【98】	【105】
	構成割合	【100】	【144】	【192】	【191】	【184】
電力	単価(円／kwh)	【100】	【86】	【92】	【100】	【103】
	構成割合	【100】	【131】	【141】	【143】	【139】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 G-2-5）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 G-2-5）

(注) 各欄の【】は、平成 27 年を 100 とする指標である。

3-5-14 不当廉売価格差の大きさ

(212) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の輸入価格の差について、「**表 49 不当廉売差額率と国内販売価格差率**」に示した不当廉売差額率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売差額率は国内販売価格差率を大幅に上回る。なお、当該輸入貨物の輸入価格には、一般関税額及び不当廉売関税額を各々加算しているため、令和元年の国内販売価格差率の数値は【-10-10】%となっているが、仮に不当廉売関税額を除いたとしても【40-55】%であり、不当廉売差額率が国内販売価格差率を上回ることが認められる。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであると判断した。

表 49 不当廉売差額率と国内販売価格差率

		令和元年 (2019)
不当廉売差額率		66.51%
国内販売価格差率		【-10-10】%
国内販売価格差率(不当廉売関税を除いた場合)		【40-55】%

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 C-1）及び財務省貿易統計

(注 1) 不当廉売差額率(%)は、「**表 50 不当廉売差額率**」により算出した加重平均後の数値を使用した。

(注 2) 国内販売価格差率(%)= (本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円／固形 kg) - 当該輸入貨物の輸入価格 (円／固形 kg)) / 当該輸入貨物の輸入価格 (円／固形 kg)

表 50 不当廉売差額率

	令和元年 (2019)	
	韓国	中国
調査対象国別不当廉売差額率	66.51%	51.02%
輸入量 (kg)	10,440	0
加重平均後不当廉売差額率	66.51%	

(出所) 財務省貿易統計

(注) 調査対象国別不当廉売差額率(%)のうち、韓国については「表 19 不当廉売差額率 (UNID)」の数値、中国については「表 20 不当廉売差額率 (Jiangsu OCI Chemical)」の数値を使用した。

3-5-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る証拠の提出及び意見の表明

(213) 供給者である UNID より、上記「3-5-13 国内価格に影響を及ぼす要因」に関し、次のとおりの意見の表明²¹⁸があった。

(ア) 水酸化カリウムの産業は、原材料である塩化カリウムの価格が水酸化カリウムの販売価格と直ちに連動することではなく、実際にも、塩化カリウムの価格が本邦産同種の貨物の価格に反映されていない。したがって、塩化カリウムの価格が国内販売価格と関連しているとの申請者の主張は誤りである。

(イ) 水酸化カリウムの生産においては電力費が重要な原価要素であり、販売価格に直接的に影響する。本邦生産者の質問状回答をみると、回答を確認できた 2 者はいずれも電力費が上昇しており、これが本邦の産業に相当な負の影響を与えたと考えられる。

(214) 上記(213)の各意見について検討すると、まず(ア)については、上記(211)で述べたとおり、製造原価の【数値】割を占める原材料費のうち、主な原材料である塩化カリウムの購入費用は、「表 47 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」及び「表 48 本邦の産業の主な原材料に係る使用額の推移」のとおりである。調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売価格と塩化カリウムの価格は、平成 30 年を除き同様の増減傾向を示しており、概ね価格の連動性が認められる。また、唯一同様の増減傾向が認められない平成 30 年についても、これは、本邦生産者が、当該輸入貨物の影響によって、塩化カリウムの価格高騰を踏まえた国内販売価格を設定できなかった²¹⁹ことに由来するものであったことを確認した。

²¹⁸ 意見の表明 (UNID 令和 2 年 12 月 25 日)

²¹⁹ 本邦生産者質問状回答書 (調査項目 F-1-2、添付資料 F-1-3-④)

また、(イ)についても、「表 48 本邦の産業の主な原材料に係る使用額の推移」のとおり、確かに電解電力費は調査対象期間全体でみて増加傾向にあるが、製造原価に占める割合は塩化カリウムの【数値】程度にすぎず、平成 30 年以降に電解電力費を含む製造原価の増加分を国内販売価格に反映することができなかったのは、これまで述べたとおり、まさに安価な当該輸入貨物の存在が原因である。

以上の検討によれば、塩化カリウムの購入費用及び電解電力費の増加は認められるものの、それらの事実は、当該輸入貨物が本邦の産業に影響をもたらしたことを見定するものではないから、UNID の上記意見はいずれも認められない。

(215) また、輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティアは、上記「**3－5－6 投資及び投資収益**」に関し、水酸化カリウム生産事業からの撤退を発表した本邦生産者の 1 者は、その理由として低稼働率・コストの上昇・設備の老朽化といった要素を挙げており、このような、国内産業の不安定かつ非効率的な生産体制が本邦の産業に損害を与えた原因であることは明らかであるとの意見を表明²²⁰した。

(216) しかし、本邦の産業が調査対象国と比較して安定的かつ効率的な生産ができていないとの事実を示す証拠は提出されておらず、上記意見は単なる主張にすぎない。

以上より、伊藤忠ケミカルフロンティアの上記意見は認められない。

3－5－16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(217) 平成 28 年に不当廉売関税の課税が開始された²²¹後、当該輸入貨物の輸入量が大幅に減少したことにより、本邦産同種の貨物の国内販売量は増加し、市場占拠率も平成 27 年と比べて改善した。本邦の産業の生産量及び稼働率は、概ね国内販売量と同様の推移となった。また、本邦の産業の売上高は、本邦産同種の貨物の国内販売量の変動を反映し、平成 27 年以降増加し続けた。一方、売上総利益及び営業利益は、平成 28 年及び平成 29 年には回復基調にあったものの、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを要請され、製造原価の上昇に合わせた価格設定が出来なかつたことから平成 30 年以降、減少に転じた。キャッシュフローについても、営業利益の増加に伴い改善したが、令和元年には営業利益の減少に伴い減少した。設備投資については、事業を継続するための設備更新、生産維持等のための最低限必要な投資に限られていた。

(218) 本邦産同種の貨物の国内販売量が増加していたことから、本邦の産業の生産量も増加し、在庫量も増加傾向となった。物的生産性は、生産量の堅調な増加を反映しつつ調査対象期間を通じて増加した。価値生産性については、売上高の変動を反映しつつ堅調に増加した。投

²²⁰ 意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア 令和 2 年 12 月 28 日）

²²¹ 暫定措置：平成 28 年 4 月 9 日から同年 8 月 8 日まで、確定措置：平成 28 年 8 月 9 日から平成 33 年 8 月 8 日まで

資収益率については、営業利益の増減を反映して推移した。

- (219) 当該輸入貨物は、国内需要が緩やかに上昇する中、現行の不当廉売関税に係る課税措置の下においても輸入が継続しており、液体品と固形品のどちらに関しても輸入価格が本邦産同種の貨物の国内販売価格を常に下回っていた。

また、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は上記「**3－1－6 代替性**」で分析したとおり、高い代替性を有しており、回答が得られた 13 者中 12 者が、課税期間満了後においても原産国が異なる場合の代替可能性の変化の見込みが無いと回答し、代替可能性の変化の見込みがあると回答している 1 者も価格競争力を要因として当該輸入貨物が増加の旨回答していることを踏まえると、代替可能性は依然として高いと認められる²²²。

このような状況において、産業上の使用者は、購入に当たり、価格を最も重視しており²²³、本邦生産者は安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請され、生産量を維持するために販売量を確保しようと、値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを余儀なくされていた²²⁴ことを確認した。かかる状況を踏まえれば、損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る課税措置により一定の改善がみられるものの、製造原価の影響の吸収余力が少なく、平成 30 年以降は営業利益が悪化するなど本邦の産業への悪影響が現れていたことから、現時点においてもなお、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあると認められる。

3－6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

- (220) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3－6－1 将来における当該輸入貨物の輸入

- (221) 韓国の供給者は、「**2－2－2－6 韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論**」で分析したとおり、相当程度の余剰生産能力を有しており、韓国の供給者の将来の生産は稼働率の上昇とともに増加が見込まれる。しかし、韓国国内において韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在せず、また、韓国国外において、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない。したがって、韓国の供給者は、現行の不当廉売関税の課税期間が延長されなければ、本邦に対する

²²² 本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-3-2、E-3-4）、輸入者質問状回答書（調査項目 E-3-2、E-3-4）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-3-2、D-3-4）

²²³ 本邦生産者質問状回答書（様式 E-4-1）、輸入者質問状回答書（様式 E-4-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 D-4-1）

²²⁴ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 F-1-2）

不当廉売輸出を継続するおそれがある。

なお、令和元年は 10,440MT まで韓国からの輸入量が減少しているが、日本国内 3 カ所に調査対象貨物の貯蔵所があること、及び不当廉売関税課税措置前の平成 27 年は 29,775MT の輸入があったことを踏まえると、課税期間満了後、輸入量が増える可能性がある²²⁵。以上により、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、韓国からの不当廉売輸入が継続し、さらに輸入量を増加させるおそれがある。

- (222) 中国の供給者は、「**2－2－3－6 中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれの結論**」で分析したとおり、将来、生産能力及び生産量を増加させると予測される一方、稼働率は約 80%にとどまり、相当程度の余剰生産能力を有すると予測される。また、中国国内の将来の需要量の増加は、中国産水酸化カリウムの余剰生産能力を全て吸収できるものではないと考えられる。全世界の水酸化カリウムの生産能力も需要を大幅に上回ると予測されており、海外市場においても、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収することができないと考えられる。

平成 28 年の不当廉売関税課税措置の開始後、中国からの輸入は激減し、平成 29 年以降は輸入実績がない。他方で、「**2－1－3－4 中国に係る不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論**」で述べたとおり、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。以上より、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、中国は本邦に対して正常価格を下回る価格での輸出を行うことが見込まれ、不当廉売輸入が再発するおそれがある。

3－6－2 将来における本邦の水酸化カリウム市場規模

- (223) 将来における本邦の水酸化カリウム市場規模に関し、水酸化カリウムに係る国内需要量について、産業上の使用者 1 者から「今後も微増を予定している」との回答²²⁶があったが、回答が確認できた他の産業上の使用者全てが変化は「無し」と回答²²⁷しており、今後、本邦の市場が大幅に拡大するとは考えにくい。

以上を踏まえると、今後、本邦の市場は現状に比して著しく縮小するとも拡大するとも見込まれないと考えるのが妥当である。

3－6－3 その他の証拠の提出及び意見の表明

- (224) これまでに検討した証拠及び利害関係者の意見に加え、調査当局は以下の意見等についてさらに検討した。

²²⁵ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 B-2-2、調査項目 H-1-2 及び添付資料 B-2-2）

²²⁶ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4）

²²⁷ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-2、A-4-3）

(225) 供給者である UNID より、本邦生産者のうちの 1 者について、次のとおりの意見が表明²²⁸された。

(ア) 本邦生産者のうちの 1 者は、2020 年 8 月に水酸化カリウム事業からの撤退を決定しており、これを踏まえると、今後、日本国内市場内の需要は内需生産だけで賄うことができない。

(イ) 同者は、事業撤退を明らかにした書面において、事業撤退の理由として、当該輸入貨物に全く言及していない。このことから、同者は、当該輸入貨物の存在によって損害を受けたものではないことが明らかである。

(226) 上記(225)の各点について、調査当局は、次のとおり検討した。

(ア) 上記(225)(ア)については、残された本邦生産者 3 者だけでは、今後の日本国内の水酸化カリウム需要を賄うことが不可能であり、当該 1 者が撤退した場合、不当廉売の有無に関わらず、当該輸入貨物が日本国内の産業上の使用者にとって必要不可欠であるから、当該輸入貨物の価格を上昇させる効果をもつ不当廉売関税の課税期間を延長する必要性に乏しいという趣旨の主張として理解することができる²²⁹。

しかし、今後事業から撤退する本邦生産者 1 者の本邦の産業の総生産高に占める生産高は約【数値】%と大きなものではなく、上記「**3－5－2 生産能力・操業度（稼働率）**」のとおり、本邦の産業の稼働率は、調査対象期間において最大でも【数値】%にとどまっている。これらのことからすれば、今後、本邦生産者のうちの 1 者が同事業から撤退することを考慮したとしても、本邦の産業の生産能力には十分な余力がある。

(イ) また、上記(225)(イ)についても、当該本邦生産者の事業撤退に関する書面には、「厳しい事業環境下」における中長期的な収益の確保が困難である旨が記載されており、当該輸入貨物の存在は、当該記載に含まれる事象として十分に理解可能である。当該本邦生産者が対外的に公表した書面において当該輸入貨物への明示的な言及がないからといって、当該輸入貨物により損害を受けたものではないことを示すものではない。

したがって、UNID の上記主張はいずれも認められない。

(227) また、供給者である UNID は、本邦生産者による質問状回答の在り方に関し、次のとお

²²⁸ 意見の表明（UNID 令和 2 年 12 月 25 日）

²²⁹ なお、産業上の使用者 1 者（【産業上の使用者 I 社】）も、質問状回答書（調査項目 A-4-3）において、本邦生産者 1 者が水酸化カリウム製造事業から撤退することにより供給が減少し、価格が上昇する可能性があるとの回答を提出した。

りの意見を表明した²³⁰。

- (ア) 本邦生産者の1者は、調査対象期間において、本邦産同種の貨物の販売機会が失われた、成約数量が減少した、顧客から従来以上のサービスの提供を求められたと回答しておきながら、これらの事実に関する証拠を全く提出していない。また、これらの現象の時期・内容・要因等についても何も回答しておらず、本邦の産業に損害が生じていることの立証に失敗している。
- (イ) 本邦生産者の1者は、調査対象期間中及び不当廉売関税課税期間満了後の、水酸化カリウムの市場価格、需要、供給動向の変化の見込みについて、たった一行の文章で回答しており、具体的な根拠の説明が欠け、合理的立証ができていない。とりわけ、2019年の水酸化カリウムの市場価格が2017年比で3%下落しており市場価格は下落傾向にあるとの回答については、その根拠が示されておらず、申請書添付の別紙に記載されている国内販売価格の動向とも矛盾している。
- (ウ) 本邦生産者の1者は、質問状回答書において、当該輸入貨物によって本邦の産業の雇用及び賃金に悪影響が生ずる旨を回答しているが、不当廉売関税の撤廃と本邦の産業に生ずる悪影響の関係性を具体的に論じていない。「否定的な影響が生ずるかもしれない」といった程度の単純な回答では、調査当局が客観的な判定を下すことは不可能である。

(228) 上記(227)の各点について、調査当局は、次のとおり検討した。

- (ア) 上記(227)(ア)については、まずUNIDが指摘する本邦生産者の回答について、当該本邦生産者が何ら証拠を提出していないという指摘は事実に反する。すなわち、当該本邦生産者は、販売機会の喪失、成約数量の減少又は顧客から従来以上のサービスの提供を求められた事実を示す社内文書を添付資料²³¹として提出しており、調査当局は、これらの証拠等を基に、上記(219)のとおり、本邦生産者が安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請され、生産量を維持するために販売量を確保しようと、値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを余儀なくされていたことを確認した。
- (イ) また、上記(227)(イ)についても、調査当局は、調査対象期間における水酸化カリウムの市場価格、需要動向、供給動向に関し、上記「表30 本邦産同種の貨物の販売量の変化」、「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「3-5-1 生産高（生産量）」のとおり、当該本邦生産者の回答に加え、他の本邦生産者の質問状回答及び添付資料、財務省貿易統計等の証拠を精査した上で上記

²³⁰ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

²³¹ 本邦生産者質問状回答書（添付資料F-2-3-①からF-2-3-③まで）

のとおりの事実を確認しており、当該本邦生産者が一行の回答で済ませていることをもって、当該回答に記載されている内容の認定ができないということにはならない。申請書添付の別紙記載の国内販売価格の動向と矛盾している旨指摘する点についても、申請書添付の別紙記載の国内販売価格を提供した本邦生産者と、質問状において国内販売価格の下落について回答した本邦生産者は異なるため、これらが矛盾している旨の UNID の主張はその前提において誤っている。

- (ウ) さらに、上記(227)(ウ)の点についても、調査当局は、UNID が指摘する本邦生産者 1 者の回答に基づいて不当廉売関税の課税期間満了後に本邦の産業に実質的な損害が継続又は再発するおそれを認定するものではない。したがって、仮に上記回答について、賃金や雇用への影響と不当廉売関税撤廃との関係性を具体的に論じていないという評価ができるとしても、調査当局が本調査において、本邦の産業に実質的な損害が継続又は再発するおそれを認定することが妨げられるものではない。
- (229) さらに、輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティアは、輸入者にとっても、また、産業上の使用者にとっても、水酸化カリウムの安定調達及び事業継続性が昨今の最重要課題の一つとなっており、この観点から UNID 社のような世界トップシェアの企業による供給を受けているにすぎないとの意見を表明²³²した。
- 同意見は、輸入者又は産業上の使用者が調査対象貨物を購入しているのは供給安定性ないし事業継続性を重視した結果によるものであって、本邦の産業に生じる影響は当該輸入貨物によるものではないとの趣旨の意見として理解することができる。
- (230) しかし、上記(219)のとおり、産業上の使用者が購入先を選定する上で最も重視しているのは価格であり、上記(188)で述べたとおり、実際にも本邦生産者は安価な当該輸入貨物を引き合いに適切な販売価格の設定が妨げられるといった事実が確認された。これらのことからすると、水酸化カリウムの安定調達ないし事業継続性といった観点から本邦生産者以外の調達先を確保することが重要であるとの事情があるとしても、それによって当該輸入貨物が本邦の産業に与える影響が否定されるものではない。
- (231) 以上の検討からすれば、UNID によって表明された上記(225)及び(227)の各意見、並びに伊藤忠ケミカルフロンティアによって表明された上記(229)の意見は、いずれも認められないものと判断した。

3－6－4 本邦の産業に与える実質的な損害が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについての結論

²³² 意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア 令和 2 年 12 月 28 日）

- (232) 上記「3-4-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」及び「3-5-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」のとおり、当該輸入貨物は、現行の不当廉売関税に係る課税措置の下においても本邦産同種の貨物を下回る価格で輸入は継続しており、本邦の産業は、当該輸入貨物による影響を受け続けていることが認められる。また、現在課している 49.5%又は 73.7%の不当廉売関税に係る課税措置を撤廃した場合には、少なくとも当該輸入貨物の本邦における価格も同等程度下落すると考えることが合理的である。
- (233) 調査対象国の供給者は、本邦における需要量の全てを上回る余剰生産能力を有しており、その余剰生産能力を本邦以外の市場に振り向けることは難しい状況にあるが、一方で、本邦の市場は現状以上に拡大するとは考えにくい。当該背景を踏まえつつ、現行の不当廉売に係る課税措置が満了したと仮定した場合、本邦の産業は現在の国内向け販売の販売量を維持するためには、少なくとも直ちに現行の不当廉売関税に係る課税措置撤廃分と同等の値下げを余儀なくされると推定することが合理的である。
- (234) 以上を踏まえ、現行の不当廉売関税に係る課税措置が撤廃された場合の本邦の産業に与える影響を、令和元年における国内販売価格で検証した。現行の不当廉売関税に係る課税措置が撤廃された場合、当該輸入貨物の輸入価格は 78 円/固形 kg となり、これに伴い本邦の産業は、令和元年における国内販売価格である【数値】円/固形 kg を少なくとも当該輸入貨物と同等の価格まで引き下げることを求められる可能性がある。引下げ後の当該国内販売価格と「表 51 本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当期製造コスト（製造費用）の比較」に示した、令和元年の当期製造コスト【数値】円/固形 kg を比較すると、本邦の産業は困難な価格設定を強いられることになると考えるのが妥当である。
- (235) なお、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の代替可能性の変化の見込み²³³、及び顧客が重視する事項の変化の見込み²³⁴について確認したところ、回答が得られた産業上の使用者 8 者のうち 7 者が変化の見込みは「無し」と回答しており、引き続き、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性は高い。また、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争を阻害する制限的な商慣行は見られなかった²³⁵。代用品の有無²³⁶、品種間の相違の変化の見込み²³⁷について、回答が得られた全ての者が「無し」と回答している。顧客が重視する事項については、産業上の使用者全回答者が価格を最も重視している²³⁸。

その結果、本邦の産業は、たとえ生産量、国内販売量が令和元年並に維持されると仮定し

²³³ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-3-3）

²³⁴ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4-3）

²³⁵ 輸入者質問状回答書（調査項目 E-5-1）、本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-5-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-5-1）

²³⁶ 輸入者質問状回答書（調査項目 B-3-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-5-1）

²³⁷ 輸入者質問状回答書（調査項目 E-1-3）、本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-1-3）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1-3）

²³⁸ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4-1）

ても、営業利益の悪化、雇用・賃金の悪化、研究開発費の削減、融資条件の悪化による資金調達力の低下、収入の減少を原因とするキャッシュフローの悪化を招き、ひいては必要最小限の設備投資もできなくなると推定するのが妥当である。これらにより、本邦の産業は事業継続が極めて困難になると考えることが合理的である。

以上より、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後に当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の継続又は再発のおそれがあると認められる。

表 51 本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当期製造コスト（製造費用）の比較

	令和元年（2019）
本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／固形kg）	【数値】
当該輸入貨物の国内販売価格（円／固形kg）	78
当期製造コスト（製造費用）（円／固形kg）	【数値】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1、様式 G-2-2）、本邦生産者質問状不備改め版回答書（様式 C-1、様式 G-2-2）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 43（様式 G-2-2 関係））及び財務省貿易統計

(注 1) 当該輸入貨物の輸入価格（円／固形 kg）＝財務省貿易統計から算定した液体品及び固体品の韓国及び中国産輸入額（円）÷財務省貿易統計から算定した液体品及び固体品数量（固形 kg）＋一般関税額（中国は平成 31 年 3 月まで特惠税率が適用されているため除く）

(注 2) 本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

4 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

4-1 調査の経緯に関する事項

(236) 調査開始告示で告示した法第8条第27項の調査において、政令第15条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

4-1-1 重要事実の開示

(237) 令和3年5月26日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知²³⁹するとともに、重要事実に係る政令第12条の2第2項の規定による意見の表明（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を令和3年6月9日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、令和3年6月14日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を令和3年6月21日とする旨を利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。

この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第2項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」では無いことを明示した。

また、韓国及び中国政府に対しても重要事実を書面で送付²⁴⁰するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付²⁴¹した。

(238) 上記(237)の重要事実の通知に際して、供給者に対して、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由並びに採用した証拠並びに適用した手法を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

4-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

(239) 重要事実に係る反論は、その期限である令和3年6月9日までに、利害関係者2者から

²³⁹ 政令第15条

²⁴⁰ 協定6.9

²⁴¹ 協定6.2

提出があり²⁴²、重要事実に係る再反論は、その期限である令和3年6月21日までに、利害関係者1者から提出があった²⁴³。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「4-5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

4-1-3 秘密の情報

(240) 上記(239)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

4-1-4 証拠等の閲覧

(241) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

4-2 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討

(242) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

4-2-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する反論・再反論の検討

4-2-1-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する反論

(243) 供給者であるUNIDから、上記「2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ」に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁴⁴が提出された。

²⁴² 重要事実反論書（カリ電解工業会 令和3年6月9日、UNID 令和3年6月9日）

²⁴³ 重要事実再反論書（カリ電解工業会 令和3年6月21日）

²⁴⁴ 重要事実反論書（UNID 令和3年6月9日）

調査対象期間中に調査対象貨物の輸入があった韓国と、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入がなかった中国について、不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれの検討は、それぞれ異なる方法で進めることが合理的である。

しかし、本調査の重要事実では、調査当局は、両国の不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれについて同じ基準で検討していると考えられる。

4－2－1－2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論に対する再反論

(244) 申請者であるカリ電解工業会より、上記(243)の UNID からの反論に対する以下の再反論²⁴⁵が提出された。

調査対象期間において、中国国内での対象貨物の生産及び中国の供給者から第三国に対する輸出が存在したこと等から、調査当局が①供給者の余剰生産能力、②供給者の将来の生産、③中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在、④追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在の指標を用いて不当廉売の再発のおそれを認定した認定手法及び内容は共に適切である。

したがって、上記(243)の UNID の反論は排されるべきである。

4－2－1－3 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論の検討

(245) 上記(243)の UNID からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

UNID は、不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれについて、調査対象期間における調査対象貨物の輸入の有無によって、異なる方法で調査当局が検討することが合理的であると主張している。

しかしながら、UNID の主張は、なぜ調査対象貨物の輸入の有無によって検討方法を分けるべきなのか示しておらず、調査当局の検討方法について具体的に不備を指摘するものではない。

したがって、上記(243)の UNID の反論は受け入れられない。

4－2－2 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論・再反論の検討

²⁴⁵ 重要事実再反論書（カリ電解工業会 令和3年6月21日）

4－2－2－1 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論

(246) 供給者である UNID から、上記「2－2－2－3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在」に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁴⁶が提出された。

- (ア) 調査当局は、上記「表 23 韓国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量推移」及び「表 24 韓国における水酸化カリウムの将来の需要量推移」の内容は同じであるにもかかわらず、日本国内の水酸化カリウムの従来の需要量が大きく増加しているような解釈にならないよう、令和 2 年（2020 年）を 100 として、令和 6 年（2024 年）の増加推移が 111 と小幅に上昇する表を作成している。平成 27 年（2015 年）を基準に従来の需要を予想する表を構成すれば、令和 6 年（2024 年）までに上がると予想される実際の需要量は相当な水準になると考えられる。
- (イ) また、当該情報は機密事項とは認めづらいと判断する。当該指標を確認できるよう情報の開示を要請する。

4－2－2－2 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論に対する再反論

(247) 申請者であるカリ電解工業会より、上記(246)の UNID からの反論に対する再反論²⁴⁷が提出された。

上記「表 23 韓国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量推移」及び「表 24 韓国における水酸化カリウムの将来の需要量推移」の内容は、いずれも韓国国内の調査対象貨物の需要量であり、上記(246)の UNID の反論は失当である。

4－2－2－3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在に係る反論の検討

(248) 上記(246)の UNID からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) まず、上記(246)(ア)に記載したとおり、UNID から提出された反論には、「日本国内の水酸化カリウムの従来の需要量」と記載されているが、「韓国における水酸化カリウムの将来の需要量」の誤記であると考えられることから、以下、この前提で検討した。
- UNID は、表 23 及び表 24 の内容は同じ韓国の国内需要量に関する表であり、表 23 の平成 27 年（2015 年）を基準として表 24 の将来の予測をするべきであると主張して

²⁴⁶ 重要事実反論書（UNID 令和 3 年 6 月 9 日）

²⁴⁷ 重要事実再反論書（カリ電解工業会 令和 3 年 6 月 21 日）

いる。当該 UNID の主張は、表 23 の平成 27 年（2015 年）の韓国における国内需要量を 100 として、表 24 の韓国における将来の需要量を指数で表記するべきであるとの主張であると解される。

しかしながら、表 23 に記載の数値は、調査対象期間である令和元年（2019 年）から 5 年間遡った過去の韓国における国内需要量であり、各年の生産能力と比較することにより韓国国内の余剰生産能力を分析することを目的としている。一方、表 24 は、韓国における将来の国内需要量を予測することを目的としており、将来の予測を分析する際に、調査対象期間よりも 5 年前の数値を基準とすることは不適当である。

また、当該情報は、調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide South Korea Market Outlook 2020」によるものであるところ、当該証拠においても、表 23 及び表 24 に記載の方法で分かれて記載されている。よって、調査当局が恣意的に両者を分けて分析したのではなく、目的に応じて分析しているものであり、調査当局の評価方法は適切である。

(イ) UNID は、当該情報を開示することを要請しているが、当該情報は、前述のとおり調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide South Korea Market Outlook 2020」によるものであり、購入先との契約上、購入者内部の利用に限定されているため、開示することはできない。

なお、当該調査当局が収集及び分析した関係証拠については、上記「**1－7 証拠等の閲覧**」に記載のとおり、秘密扱いとしている理由を記載した開示版を利害関係者の閲覧に供している。

したがって、上記(246)の UNID の反論は受け入れられない。

4－2－3 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論・再反論の検討

4－2－3－1 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論

(249) 供給者である UNID から、上記「**2－2－2－4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在**」に関して、次の内容の重要な事実に係る反論²⁴⁸が提出された。

(ア) 調査当局は、UNID の生産設備の増設が欧州市場を拡張するためであるという主張として提出された、欧州市場の現況を説明する記事²⁴⁹が直接的な証拠にならないという理由で、当該増設により日本市場に輸出することができると主張している。しかし、当該調査当局の主張には、何ら直接的又は間接的な証拠もない。欧州市場の水酸化カリウム

²⁴⁸ 重要事実反論書（UNID 令和 3 年 6 月 9 日）

²⁴⁹ 証拠の提出（UNID 令和 2 年 11 月 30 日）

の空白が予想される時期と UNID の増設の時期等を考慮すると、因果関係の面で相当な説得力がある主張を含めている UNID が提出した証拠について、調査当局は直接的な証拠ではないと断定した。しかしながら、調査当局は、UNID の増設が日本向けに輸出するかもしれない要因になる主張について何ら証拠を提出していない。

- (イ) 調査当局は、水酸化カリウムに対する不当廉売関税が撤廃されれば、UNID の日本向けの輸出が前の水準に回復するだろうと主張している。UNID の増設の目的が日本への輸出であったならば、同者の経営陣は今後日本の不当廉売関税が撤廃されることを前提に増設の意思決定をしたということになる。しかし、増設という重大な経営意思決定にあたって、予想することができない日本の調査当局の不当廉売関税の撤廃を楽観して意思決定したことは妥当ではない。

4－2－3－2 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論に対する再反論

- (250) 申請者であるカリ電解工業会より、上記(249)の UNID からの反論に対する以下の再反論²⁵⁰が提出された。

- (ア) 調査当局は、UNID の生産能力の増大の目的が日本市場であったことを認定したのではなく、仮に当該目的が、上記「**2－2－2－5 不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討**」の UNID の主張どおり欧州市場であったとしても、増産された調査対象貨物が日本に輸入されないと想定する客観的事実を述べているにすぎない。
- (イ) また、日本のみが調査対象貨物に不当廉売関税を課していることから、生産能力増大が日本市場を目的としたものであるはずがないとの UNID の主張については、調査当局の認定どおり、逆に不当廉売関税の課税期間が満了した場合には、即刻増産した調査対象貨物の日本市場への輸出を再開するに違いないことの証左といえる。

したがって、上記(249)の UNID の反論は失当である。

4－2－3－3 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在に係る反論の検討

- (251) 上記(249)の UNID からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) UNID は、UNID が生産能力を増大させるために行った生産設備の増設が、日本向けに輸出する要因となることに対して調査当局が何ら証拠を提出することができなかった

²⁵⁰ 重要事実再反論書（カリ電解工業会 令和3年6月21日）

と主張している。しかしながら、「**2－2－2－3 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在**」及び「**2－2－2－4 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在**」に記載のとおり、調査当局は、韓国国内の将来の需要量が韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるものではなく、また、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しないことから、不当廉売関税の課税期間満了後、日本に対する不当廉売輸入が継続するおそれがあると認定している。さらに、利害関係者から提出された証拠^{251,252,253}においても、当該認定を覆す事情は認められなかった。

(イ) また、UNID は、生産能力増大の目的が日本への輸出であれば、UNID の経営陣は日本の不当廉売関税の撤廃を前提として増設を決定することとなり、予想することができない不当廉売関税の撤廃を前提として増設という重大な経営意思決定をすることは妥当ではないと主張している。

しかしながら、調査当局は、増設の目的や理由にかかわらず、上記(ア)で検討したとおり、日本に対する不当廉売輸入が継続するおそれがあると認定した。

したがって、上記(249)の UNID の反論は受け入れられない。

4－2－4 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論・再反論の検討

4－2－4－1 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論

(252) 供給者である UNID から、上記「**2－2－3－5 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁵⁴が提出された。

証拠として提出された UNID Jiangsu Chemical の組織図²⁵⁵上、海外営業と関係する部署が存在していないにも関わらず、同社の営業部に「内需」という名称がないことを理由として、同社が内需市場向けに設立されたという UNID の主張を適当でないとする当局の検討は推定に過ぎない。UNID Jiangsu Chemical に海外営業チームが存在しないため、改めて内需営業チームとせずに営業チームと表現しているだけである。

4－2－4－2 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論に対する

²⁵¹ 証拠の提出（UNID 令和 2 年 11 月 30 日）

²⁵² 本邦生産者質問状回答書（調査項目 B-2-2、調査項目 H-1-2 及び添付資料 B-2-2）

²⁵³ 申請者質問状回答書（添付資料 A-3-1）

²⁵⁴ 重要事実反論書（UNID 令和 3 年 6 月 9 日）

²⁵⁵ 証拠の提出（UNID 令和 2 年 11 月 30 日）

再反論

(253) 申請者であるカリ電解工業会より、上記(252)の UNID からの反論に対する以下の再反論²⁵⁶が提出された。

調査当局は、UNID が行った意見の表明²⁵⁷において、海外営業チームが存在せず内需営業チームだけが存在することを、輸出市場をターゲットにしていない論拠としていたが、提出した組織図上では「内需営業チーム」という名称が確認できなかったことを指摘しているにすぎない。

単なる「営業部」が国内・海外の双方を所掌する例はいくらでもあるのであり、海外との呼称のない単なる「営業部」であることを理由に、当該営業部が国内のみ所掌すると考えることが常識であるとの上記(252)の UNID の主張は、ビジネス上の常識に反する暴論である。

したがって、上記(252)の UNID の反論は排されるべきである。

4－2－4－3 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討に係る反論の検討

(254) 上記(252)の UNID からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

上記「2－2－3－5 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討」に記載のとおり、調査当局は、UNID から提出された意見²⁵⁸に記載された、UNID Jiangsu Chemical の組織図に内需営業チームだけが存在していることを確認することができる、との UNID の主張に対して、内需営業チームという名称が当該組織図に記載されていないという事実を指摘しているのみであり、当該指摘のみをもって判断しているわけではない。

上記「2－2－3－3 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在」に記載のとおり、調査当局は、中国国内の将来の需要量が中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるものではないことから、UNID Jiangsu Chemical が将来にわたって日本への輸出を行わないとはいえないと判断した。さらに、利害関係者から提出された証拠^{259,260,261}においても、当該認定を覆す事情は認められなかった。

したがって、上記(252)の UNID の反論は受け入れられない。

4－3 「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討

²⁵⁶ 重要事実再反論書（カリ電解工業会 令和3年6月21日）

²⁵⁷ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

²⁵⁸ 意見の表明（UNID 令和2年12月25日）

²⁵⁹ 証拠の提出（UNID 令和2年11月30日）

²⁶⁰ 本邦生産者質問状回答書（調査項目B-2-2、調査項目H-1-2及び添付資料B-2-2）

²⁶¹ 申請者質問状回答書（添付資料A-3-1）

(255) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「**3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項**」に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

4－3－1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論・再反論の検討

4－3－1－1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論

(256) 供給者である UNID より、上記「**3－4－1 当該輸入貨物の輸入量**」に関し、以下の内容の反論²⁶²が提出された。

(ア) 韓国からの輸入量は平成 28 年(2016 年)から平成 29 年(2017 年)にかけて 16,559MT から 9,095MT に減少している一方、本邦産同種の貨物の国内販売量は同じ期間に 11 ポイントの上昇をみせており、この限りにおいて、前者が増加すれば後者が減少するという傾向がうかがえる。

しかし、平成 30 年(2018 年)から令和元年(2019 年)にかけては韓国からの輸入量と本邦産同種の貨物の国内販売量のいずれも増加傾向にある。この点からすると、本邦産同種の貨物の国内販売量の増減は韓国からの輸入量の増減と無関係であり、両者の間に因果関係は存在しないことが確認できる。

(イ) 韓国産水酸化カリウムに課せられている不当廉売関税は、平成 28 年(2016 年)から 5 年間にわたり賦課されるものである。平成 28 年(2016 年)だけをみれば韓国産水酸化カリウムの輸入量は急減したと評価できるかもしれないが、関税の賦課期間全体をみれば、依然として一定水準の輸入量を維持しており、不当廉売関税の賦課により韓国産水酸化カリウムの輸入量が急減したという調査当局の評価は本邦の産業に有利な一面的評価となっている。

4－3－1－2 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論に対する再反論

(257) 申請者であるカリ電解工業会より、上記(256)の UNID からの反論に対する以下の一連の再反論²⁶³が提出された。

(ア) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響については調査対象期間全

²⁶² 重要事実反論書（UNID 令和 3 年 6 月 9 日）

²⁶³ 重要事実再反論書（カリ電解工業会 令和 3 年 6 月 21 日）

体を通じて分析・検討する必要があり、当局は当該調査期間を通じた正確な動向を認定している。

(イ) 韓国産水酸化カリウムの輸入数量は、不当廉売関税の影響で平成 28 年（2016 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて減少し、当局が認定したとおり、翌平成 30 年（2018 年）にかけても減少している。その後平成 30 年（2018 年）から令和元年（2019 年）にかけては低い水準で一定数量を維持していたにすぎない。

4－3－1－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論の検討

(258) 上記(256)の UNID からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 「**3－4－1 当該輸入貨物の輸入量**」のとおり、平成 27 年（2015 年）から平成 30 年（2018 年）にかけては、当該輸入貨物の輸入量が減少する一方で、本邦産同種の貨物の販売量は堅調な増加をみせており、当該期間においては、当該輸入貨物の減少と本邦産同種の貨物の販売量の増加は十分に相関性がある。

また、UNID が主張する平成 30 年（2018 年）から令和元年（2019 年）にかけてみても、当該輸入貨物の輸入量が当該期間に増加した一方で本邦産同種の貨物の国内販売量も増加しているが、本邦産同種の貨物の市場占拠率は同期間に減少している。これは、当該輸入貨物に一部販売シェアが移ったために、需要量の増加幅に比べて本邦産同種の貨物の国内販売量の増加幅が抑制された結果と解される。

以上からすれば、調査対象期間全体を通じ、当該輸入貨物の輸入量と本邦産同種の貨物の販売量及び本邦産同種の貨物の市場占拠率の増減は、十分に関連性を有しており、当該輸入貨物による本邦の産業への影響が認められる。

(イ) また、韓国産水酸化カリウムの輸入量に関し、上記(191)では、「平成 27 年比で調査対象期間の最終年である令和元年には 60%以上の減少となって」いると述べているのであって、UNID の上記(256)(イ)の反論にあるように不当廉売関税の賦課開始直後の単年のみを捉えて韓国産水酸化カリウムの輸入量への影響を検討しているわけではない。**「表 28 当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、韓国産水酸化カリウムの輸入量は、平成 27 年（2015 年）と比較し、平成 28 年（2016 年）は約 45%の減少、平成 29 年（2017 年）及び平成 30 年（2018 年）は約 70%の減少のうち、令和元年（2019 年）の 60%以上の減少に至っており、調査対象期間全体でみても、不当廉売関税の賦課により韓国産水酸化カリウムの輸入量は大きく減少していることは明らかである。

(ウ) したがって、上記(256)の UNID の反論はいずれも受け入れられない。

4－3－2 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論・再反論の検討

4－3－2－1 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論

(259) 供給者である UNID より、上記(226)に関し、以下の内容の反論²⁶⁴が提出された。

- (ア) 調査当局は、本邦生産者 1 者が事業撤退を明らかにした書面において事業撤退の理由として当該輸入貨物への明示的な言及がなく、当該事業撤退が当該輸入貨物の存在を原因とするものであることを裏付ける証拠がなかったにもかかわらず、これを認定している。このような認定は協定 3.7 に違反する。
- (イ) また、仮に当該本邦生産者の事業撤退が当該輸入貨物の存在を理由とするものであるならば、どうして当該本邦生産者が事業撤退となる一方でその他の本邦生産者は継続的な営業利益の増加という結果をもたらすことができたのか説明できない。

4－3－2－2 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論に対する再反論

(260) 申請者であるカリ電解工業会より、上記(259)の UNID からの反論に対する再反論²⁶⁵が提出された

本邦生産者 1 者の事業撤退に関する当該輸入貨物の影響については、調査当局が認定しているとおり、当該本邦生産者の事業撤退に関する書面に既に表現されている。

4－3－2－3 意見表明に対する調査当局の見解に係る反論の検討

(261) 上記(259)の UNID からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

まず、UNID が指摘する協定 3.7 は、「実質的な損害のおそれ」に関する規定であり、本調査において調査当局が協定 11.3 に沿って認定した、「本邦の産業に与える実質的な損害等が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ」とは無関係であるから、当該規定の違反をいう点は理由がない。

水酸化カリウム製造事業からの撤退を表明した本邦生産者 1 者とその他の本邦生産者との利益状況の異同を指摘する点についても、そもそも調査当局は本邦産業全体への影響を評価して不当廉売関税撤廃後に生ずる本邦産業への影響を評価している。また、当該輸入貨物の存在が与える影響の程度やそれ以外の事業を取り巻く環境は企業ごとに異なるのが当

²⁶⁴ 重要事実反論書（UNID 令和 3 年 6 月 9 日）

²⁶⁵ 重要事実再反論書（カリ電解工業会 令和 3 年 6 月 21 日）

然であるから、個々の本邦生産者の利益状況がそれぞれ異なっていたとしても、それによつて調査当局の判断は左右されない。

したがつて、上記(259)の UNID の反論は受け入れられない。

4－4 重要事実を支持する意見

(262) 申請者であるカリ電解工業会から、「調査当局が、不当廉売された指定貨物の輸入が課税期間満了後に継続し、再発するおそれがあると認定したことは適切である」との重要事実を支持する意見の表明²⁶⁶があった。

また、「不当廉売関税の課税期間の満了後に当該輸入貨物の輸入が日本の産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発のおそれがあるとの、重要事実の内容の結論を支持する」との重要事実を支持する意見の表明²⁶⁷があった。

4－5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(263) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 結論

(264) 以上のとおり、韓国及び中国の供給者が生産する水酸化カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれがあるものと認められた。また、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の継続又は再発のおそれがあると認められた。

²⁶⁶ 重要事実反論書（カリ電解工業会 令和3年6月9日）

²⁶⁷ 重要事実反論書（カリ電解工業会 令和3年6月9日）

(別添)

主要証拠等目録

番号	標 目
1	大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面（カリ電解工業会）
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票（UNID Co., Ltd）
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票（UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd.）
4	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書（株式会社マル一）
5	調査対象貨物の輸入者に対する確認票（伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社）
6	調査対象貨物の輸入者に対する確認票（日星産業株式会社）
7	調査対象貨物の輸入者に対する確認票（善ケミカル株式会社）
8	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書（AGC 株式会社）
9	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書（株式会社大阪ソーダ）
10	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書（東亞合成株式会社）
11	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書（日本曹達株式会社）
12	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 E 社】）
13	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 G 社】）
14	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 H 社】）
15	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 I 社】）
16	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 J 社】）
17	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 K 社】）

18	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 M 社】）
19	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書（【産業上の使用者 N 社】）
20	産業上の使用者に対する確認票（【産業上の使用者 A 社】）
21	産業上の使用者に対する確認票（【産業上の使用者 B 社】）
22	産業上の使用者に対する確認票（【産業上の使用者 C 社】）
23	産業上の使用者に対する確認票（【産業上の使用者 D 社】）
24	産業上の使用者に対する確認票（【産業上の使用者 F 社】）
25	産業上の使用者に対する確認票（【産業上の使用者 L 社】）
26	産業上の使用者に対する確認票（【産業上の使用者 O 社】）
27	申請者に対する質問状への回答書（カリ電解工業会）
28	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（株式会社マル一）
29	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（AGC 株式会社）
30	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（株式会社大阪ソーダ）
31	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（東亞合成株式会社）
32	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（日本曹達株式会社）
33	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（【産業上の使用者 I 社】）
34	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（【産業上の使用者 J 社】）
35	令和 2 年 10 月 29 日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（【産業上の使用者 K 社】）

36	令和2年10月29日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（【産業上の使用者M社】）
37	令和2年11月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（株式会社マル一）
38	令和2年11月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（AGC株式会社）
39	令和2年11月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（株式会社大阪ソーダ）
40	令和2年11月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（日本曹達株式会社）
41	令和2年12月1日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（東亞合成株式会社）
42	令和3年1月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（AGC株式会社）
43	令和3年1月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（株式会社大阪ソーダ）
44	令和3年1月12日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書（東亞合成株式会社）
45	証拠の提出（UNID Co., Ltd）
46	意見の表明（UNID Co., Ltd）
47	意見の表明（伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社）
48	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（AGC株式会社）
49	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（東亞合成株式会社）
50	代替国供給者に対する確認票及び質問状への回答書（AGC Chemicals (Thailand) Co., Ltd.）
51	代替国供給者に対する確認票及び質問状への回答書（東亞合成株式会社）
52	代替国供給者に対する確認票（株式会社大阪ソーダ）
53	代替国供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（AGC Chemicals (Thailand) Co., Ltd.）

54	代替国供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（東亞合成株式会社）
55	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（UNID Co., Ltd）
56	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（カリ電解工業会）
57	重要事実再反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（再反論））（カリ電解工業会）
58	調査当局が収集及び分析した関係証拠